

治安の回顧と展望

(平成 29 年版)

警察庁警備局

目 次

第 1 章 国際情勢	1
1 米国・トランプ政権の発足と政策	1
2 北朝鮮の核・ミサイル開発をめぐる米朝動向	3
3 中国における日本人拘束をめぐる動向	6
4 韓国・文在寅政権の発足と政策	7
5 慰安婦・「徴用工」問題をめぐる動向	7
(1) 慰安婦問題をめぐる動向	7
(2) 「徴用工」問題をめぐる動向	9
6 欧米諸国において続発した身近な凶器を使用したテロ事件	10
7 欧州における排外主義をめぐる動向	12
(1) オランダ	12
(2) フランス	13
(3) ドイツ	13
(4) オーストリア	13
(5) チェコ	14
8 エボラ出血熱の感染確認	14
第 2 章 国内情勢	16
1 第48回衆議院議員総選挙	16
2 第3次安倍第3次改造内閣・第4次安倍内閣発足	17
3 東京都議会議員選挙	17
4 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の成立	18
5 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正 する法律の成立	19
6 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向	20
7 原子力発電所の再稼働をめぐる動向	21
8 経済・雇用情勢	22

第3章 治安情勢	23
第1 公安情勢	23
1 右翼等	23
(1) 抗議活動等の状況	23
(2) 違法行為の取締り	25
(3) 右派系市民グループをめぐる動向	25
2 極左暴力集団	26
(1) 革マル派	26
(2) 中核派	28
(3) 革労協	29
(4) 成田空港をめぐる情勢	30
(5) 極左暴力集団対策の推進	31
3 オウム真理教	32
(1) 教団の状況	32
(2) オウム真理教対策の推進	34
4 日本共産党	35
(1) 日本共産党第27回大会の開催結果	35
(2) 第48回衆議院議員総選挙の結果	36
(3) 全国労働組合総連合の動向	37
5 大衆運動	38
(1) 沖縄県内における反基地運動	38
(2) 原子力政策をめぐる反対運動	38
(3) 憲法改正等をめぐる反対運動	39
(4) 反グローバリズム運動等	39
(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動	41
第2 外事情勢	43
1 北朝鮮	43
(1) 一般情勢	43
(2) 朝鮮総聯	48
(3) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙	49

2	北朝鮮による拉致容疑事案	49
(1)	北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き	49
(2)	日朝協議の状況	50
(3)	今後の取組	51
3	中国	52
(1)	一般情勢	52
(2)	中国による対日諸工作等	59
4	ロシア	60
(1)	一般情勢	60
(2)	ロシアによる対日諸工作等	66
5	大量破壊兵器関連物資等の不正輸出	67
(1)	国際情勢	67
(2)	不正輸出対策の推進	68
6	不法滞在対策	69
第3	国際テロ情勢	71
1	イスラム過激派	71
(1)	I S I L	71
(2)	アル・カーイダ及び関連組織	72
(3)	我が国に対する国際テロの脅威	72
2	日本赤軍及び「よど号」グループ	74
(1)	日本赤軍	74
(2)	「よど号」グループ	74
3	国際テロ対策	75
(1)	情報の収集・分析と捜査の徹底等	76
(2)	水際対策の強化	77
(3)	爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策	77
(4)	防衛省・自衛隊との連携	78
(5)	重要施設の警戒	78
(6)	N B Cテロ対策	79
(7)	特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化	79
(8)	スカイ・マーシャルの運用	79

(9) 武力攻撃事態等への対処	80
(10) 国際協力の推進	80
第4 サイバー空間における警備情勢	82
1 サイバー攻撃に関する情勢	82
(1) サイバーテロ	82
(2) サイバーインテリジェンス	82
(3) 国内情勢	83
(4) 国際情勢	84
2 サイバー攻撃対策	85
(1) 体制	85
(2) サイバー攻撃の実態解明	86
(3) 官民連携の推進	87
第4章 警備実施	88
第1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた警備対策	88
1 政府における枠組み	88
2 警察の取組	89
第2 警衛・警護	89
1 警衛	89
2 警護	90
(1) 外国要人	90
(2) 国内要人	90
第3 自然災害等への対応	91
1 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え	91
2 地震による被害	91
3 大雨による被害	92
(1) 平成29年7月九州北部豪雨の概要	92
(2) 警察措置	92

4	台風による被害	92
(1)	概要	92
(2)	警察措置	93
5	各種感染症への対策	94
(1)	新型インフルエンザ等への対応	94
(2)	その他国際的に脅威となる感染症への対応	94

資料

1	右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼関係事件の検挙状況	(1)
2	平成29年中における右翼等による主な事件の検挙状況	(2)
3	極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」の発生状況及び極左事件の検挙状況	(4)
4	オウム真理教の拠点施設等	(5)
5	北朝鮮関係諜報事件一覧表	(6)
6	北朝鮮による拉致容疑事案	(8)
7	対北朝鮮措置に係る事件一覧表	(9)
8	大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表	(14)
9	来日外国人入管法違反の検挙人員の推移	(17)
10	国際テロ事件発生状況	(18)
11	主な行幸啓、行幸、行啓一覧表	(20)
12	自然災害による被害状況	(21)
13	平成29年における警備関係事件主要判決	(22)
14	主要事件・災害等発生日・記念日一覧表	(23)

平成29年年表

第1章 国際情勢

1 米国・トランプ政権の発足と政策

2017年1月20日、米共和党のドナルド・トランプ氏が第45代米国大統領に就任し、8年ぶりの共和党政権が誕生した。トランプ大統領は、就任演説で、「今日から「米国第一主義」だけを実施する」と述べ、米国の国益を最優先する考えを強調した。

経済・雇用政策では、貿易赤字の削減と雇用創出を掲げた。オバマ政権が推進した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、大統領選挙の最中から「米国の製造業を衰退させ、雇用を奪う災難」と批判しており、1月30日に離脱を通告した。また、温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組みであるパリ協定については、6月1日に「経済に害を与え、労働者を挫折させ、主権を弱める」と批判して、離脱を表明した。カナダ及びメキシコとの北米自由貿易協定（NAFTA）についても、米通商代表部の議会宛ての書簡で「協定が発効した1994年以降、貿易赤字は爆発的に増え、数千の工場が閉鎖された」と指摘し、8月16日に3か国で再交渉が開始された。ただし、米国が自国製品の優遇を強く主張し、カナダ及びメキシコが反発したため、2017年内の妥結は断念された。

移民・難民政策では、トランプ大統領は、1月25日、不法移民対策の強化のためとして、大統領選挙の最中から主張していたメキシコとの国境に壁を建設することを命じる大統領令に署名した。トランプ大統領は、同日、国家安全保障省での演説で、「米国は国境管理を取り戻す。国境のない国は国ではない」と述べた。しかし、5月5日に成立した2017会計年度（2016年10月～2017年9月）予算では、移民に支持層が多い民主党の反対で壁の建設費用は見送られた。その後、トランプ大統領は、8月、壁の建設費用の2018会計年度（2017年10月～2018年9月）予算への計上を求め、「（議会で予算が成立せず、）政府機関が閉鎖されても壁を建設する」と訴えたが、9月14日には「メキシコ国境の壁は後で取り組む」とトーンダウンさせた。

また、トランプ大統領は、1月27日、テロ対策を目的に、シリア難民については国益に合致すると判断するまで受入れを停止し、シリア以外の難民については

120日間受入れを停止するとともに、イラン、イラク、リビア、ソマリア、スーダン、シリア及びイエメンのイスラム圏7か国からの入国を90日間停止する大統領令に署名した。同大統領令は即時発効したが、ワシントン州が憲法違反に当たるとして無効化を求めて提訴し、2月3日、シアトルの連邦地方裁判所が同大統領令を一時差し止める決定を出した。

これに対し、トランプ大統領は、3月6日、シリア難民とそれ以外の難民を区別せずに全ての難民の受入れを120日間停止するとともに、上記7か国からイラクを除いた6か国からの入国を90日間停止する大統領令に署名した。これに対し、ハワイ州が執行の差止めを求めて提訴し、発効前にハワイ州の連邦地方裁判所が大統領令を一時差し止める決定を出したが、連邦最高裁判所が6月26日に条件付きで執行を認め、29日に大統領令は発効した。

6か国からの入国停止については、9月24日に失効したが、同日、トランプ大統領は、6か国からスーダンを外し、チャド、北朝鮮及びベネズエラを加えた8か国からの入国を、米国に対する脅威に応じて段階的に規制する大統領布告に署名した。これに対し、ハワイ州が北朝鮮とベネズエラを除く6か国の規制の差止めを求めて提訴し、発効前日の10月17日にハワイ州の連邦地方裁判所が6か国について大統領布告の効力を一時差し止める決定を出したが、12月4日に連邦最高裁判所は入国制限の完全執行を認める決定を下した。

また、上記の難民受入れの停止措置は、10月24日に失効したが、これに伴い、同日、トランプ政権は、難民認定審査を強化した上で全ての国からの難民受入れを再開すると発表した。

安全保障政策では、トランプ大統領が就任時に発表した「基本政策」の中で「力による平和」の構築を目指すとして、軍の再構築、ミサイル防衛システムの開発、サイバー攻撃への対処能力の向上等を掲げた。

シリアのアサド政権が、4月4日、自国内の反体制派の支配地域に対する空爆に化学兵器を使用したとみられたことに対し、トランプ政権は、4月6日、地中海東部に展開する米駆逐艦2隻からシリア国内の空軍基地に59発の巡航ミサイルを撃ち込んだ。

イスラエルの米国大使館をエルサレムに移転することを大統領選挙の公約に掲げていたトランプ大統領は、12月6日の演説で、エルサレムをイスラエルの首都

と公式に認め、米国大使館をテルアビブからエルサレムに移す準備を始めるよう国務省に指示したと表明した。これに対して、パレスチナ各地で抗議デモが行われ、イスラエルの治安部隊との間で衝突が発生し、死傷者を出した。抗議デモは、中東にとどまらず、インドネシアやマレーシア等東南アジアでも行われた。また、国連総会は、21日の緊急会合で、アラブ連盟を代表してイエメンが提出した、トランプ大統領がエルサレムをイスラエルの首都に認定した決定を無効とする決議案を採決し、日本を含む128か国の賛成多数（反対9か国、棄権35か国、不参加21か国）で採択した。

我が国との関係では、2月10日に米国で行われた日米首脳会談において、北朝鮮の核・ミサイル開発等アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増す中、日米同盟の取組を一層強化する決意が確認された。共同声明では、尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であることや、沖縄の普天間飛行場の返還は同飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることなどが確認された。11月6日に我が国で行われた日米首脳会談においては、北朝鮮問題については、今は対話ではなく最大限の圧力をかける局面であるとの考えで一致するなどした。

2 北朝鮮の核・ミサイル開発をめぐる米朝動向

キムジョンウン
金正恩朝鮮労働党委員長（以下「党委員長」という。）は、2017年1月1日、「新年の辞」の中で「米国と追従勢力の核の威嚇が続き、米韓合同軍事演習が中止されない限り、核戦力を中心とする自衛的国防力と先制攻撃能力を引き続き強化していく」と発表した。

その後、北朝鮮は、米国で開催された日米首脳会談翌日の2月12日、新型弾道ミサイル「北極星2」型を日本海に向けて発射した。また、過去最大規模と報じられた米韓合同軍事演習（3月1日～4月30日）の最中の3月6日には、日本海に向けて弾道ミサイル4発を発射し、うち3発が秋田県沖の我が国の排他的経済水域（以下「EEZ」という。）内に落下した。北朝鮮の朝鮮中央通信は、翌7日、「在日米軍を攻撃する弾道ミサイル4発を同時に発射する訓練が実施され、成功した」と報じた。その後も、米国で開催された米中首脳会談前日の4月5日、米国のペンス副大統領の韓国訪問当日の16日等に弾道ミサイルの発射を繰り返した。

米国のティラソン国務長官は、3月16日に東京で開催された岸田文雄外相（当時）との会談後の記者会見で、過去20年間の米国の北朝鮮政策は「失敗」とした。また、同日、開催された安倍晋三首相との会談において、北朝鮮に対しては「全ての選択肢がテーブルの上にある」として、軍事力行使を排除しない旨を示唆した。米海軍は、原子力空母「カール・ヴィンソン」を中心とする空母打撃群を上記の米韓合同軍事演習に初めて参加させたほか、4月25日には、米海軍最大級の原子力潜水艦「ミシガン」を韓国・釜山港に入港させた。また、6月1日から3日まで日本海において原子力空母「ロナルド・レーガン」と同じく「カール・ヴィンソン」が、日本の自衛隊と共同訓練を行った。

北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイル発射を受け、米国は、国連安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）制裁決議案を作成した。国連安保理は、6月2日、資産凍結や海外渡航禁止の対象に北朝鮮の14個人と4団体を追加指定する制裁決議を全会一致で採択した。

一方、北朝鮮は、7月4日と28日に大陸間弾道ミサイル（以下「ICBM」という。）級の「火星14」型を発射し、いずれも日本海の我が国のEEZ内に落下した。

これに対し、米国は、国連安保理制裁決議案を作成した。国連安保理は、8月5日、北朝鮮の主要な外貨収入源である石炭、鉄、鉄鉱石、鉛、鉛鉱石、海産物の北朝鮮からの輸入禁止等を盛り込んだ制裁決議を全会一致で採択した。

北朝鮮の朝鮮人民軍戦略軍司令官は、8月9日、中距離弾道ミサイル「火星12」型4発を同時にグアム沖30～40キロメートルの海上に撃ち込む計画案を検討しており、ミサイルは、「島根県、広島県、高知県の上空を通過する」と公表した。これに対し、トランプ大統領は、「グアムで何かしたら、これまで誰も見たことのないような出来事が北朝鮮で起きる」と警告し、ツイッターで「軍事的解決の準備は万全に整っている」と述べた。

北朝鮮は、8月29日、「火星12」型を発射した。日本の上空を通過し、約2,700キロメートル飛翔^{しょう}して襟裳岬の東方約1,180キロメートルの太平洋に落下した。9月3日には6回目となる核実験を行った。北朝鮮の朝鮮中央テレビは、「ICBM搭載用の水素爆弾の実験に完全に成功した」とする核兵器研究所の声明を伝えた。

核実験を受け、米国は、国連安保理制裁決議案を作成した。国連安保理は、11日、北朝鮮への原油や石油精製品の輸出量制限等を盛り込んだ制裁決議を全会一致で採択した。

これに対し、北朝鮮外務省は、13日、「我が国の自衛権を剥奪し、経済封鎖で窒息させることを狙った極悪非道な挑発の産物だ」と決議を批判した。また、北朝鮮の朝鮮アジア太平洋平和委員会（朝鮮労働党の外郭団体）の報道官は、同日、「日本は米国の制裁騒動に便乗した」として「日本列島四島を核爆弾で海に沈めなければならない」との声明を発表した。15日には、再び「火星12」型を発射した。日本の上空を通過し、約3,700キロメートル飛行して襟裳岬の東方約2,200キロメートルの太平洋に落下した。

トランプ大統領は、19日、国連総会における演説で、金正恩党委員長を「ロケットマン」と表現し、「北朝鮮の脅威により米国が自国や同盟国の防衛を迫られれば、北朝鮮を完全に破壊するしか選択肢がなくなる」と述べた。

これに対し、北朝鮮は、21日、「朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長声明」として金正恩党委員長の声明を発表し、「トランプが世界の面前で、私と国家の存在自体を否定して侮辱し、我が共和国をなくすという歴代で最も暴悪な宣戦布告をしてきた以上、我が方もそれに釣り合った史上最高の超強硬対応措置断行を慎重に考慮するであろう」と表明した。北朝鮮の李容浩^{リホンヨ}外相は、この「超強硬対応措置」について、「過去最大の水爆実験を太平洋上ですることではないか」と述べた。

こうした中、米国は、23日、グアムに配備されているB 1 戦略爆撃機 2 機を、今世紀に入ってから最も北上の進入となる北朝鮮東方沖の国際空域に飛行させた。

また、トランプ大統領は、11月20日、北朝鮮をテロ支援国家に再指定すると発表した。再指定の理由については、「核による破壊という脅威を世界に突きつけるのみならず、国外での暗殺を含む国際テロ行為を繰り返し支援してきた」と述べた。北朝鮮のテロ支援国家への指定は約9年ぶりであった。

北朝鮮外務省報道官は、22日、テロ支援国家の再指定に対し、「我が国に対する重大な挑発だ」、「米国の敵視政策が続く限り、我々の抑止力は一層強化されるだろう」と批判した。

北朝鮮は、29日、I C B M級の新型弾道ミサイル「火星15」型を発射した。最高高度は4,000キロメートルを大きく超え、約53分間飛翔し、日本海の我が国のE E Z内に落下した。

これに対し、米国は国連安保理制裁決議案を作成した。国連安保理は、12月22日、石油分野における更なる供給規制や北朝鮮人労働者の2年以内の送還等を盛り込んだ制裁決議を全会一致で採択した。

3 中国における日本人拘束をめぐる動向

中国は、2014年にスパイ行為の防止等を規定する「反スパイ法」、2015年に国家転覆の防止等を規定する「国家安全法」を相次いで制定した。

中国外交部の華春瑩^{かしゆんえい}報道官は、2017年5月22日、記者会見で「中国で違法な活動に関わった疑いのある日本人6人に対し、法に基づいて調査を進めている」と述べた。菅義偉官房長官も、同日、記者会見で「本年3月に山東省及び海南省でそれぞれ邦人男性3名、計6名が中国当局に拘束された旨、中国側から通報があった」と述べた。関係者によると、6人は中国の現地企業から温泉探査の依頼を受けて調査をしていたところ、中国の国家の安全に危害を加える活動をした疑いで拘束されたとされる。

この日本人男性6人については、その後、うち4人が解放され帰国した。菅官房長官は、7月27日、記者会見で「本年3月に中国の山東省及び海南省で拘束された邦人6名のうち4名が、27日に帰国した」と述べた。人民日報系の国際情報紙「環球時報（電子版）」は、同日、解放されていない2人について、「中国の国家機密を盗んだ重大な容疑があり、国家安全法と反スパイ法違反の疑いで当局の取調べを受けている」と報じた。その後、この2人は、9月に中国当局に逮捕されていたことが報じられた。

また、華春瑩報道官は、6月2日、記者会見で「今年5月、中国の関係部門が、法にのっとって、中国の国家の安全に危害を与えた疑いのある日本人を調べ始めた」と述べた。菅官房長官も、同日、記者会見で「本年5月に遼寧省で邦人男性1名が、中国の国内法違反があったとして中国当局に拘束された旨、中国側から通報があった」と述べた。

この日本人男性については、その後逮捕された。菅官房長官は、9月19日、記

者会見で「本年5月、遼寧省で拘束された邦人男性1名に関し、中国によって逮捕された」と述べた。

4 韓国・文在寅政権の発足と政策

朴槿恵^{パククネ}前大統領の罷免に伴う韓国大統領選挙が2017年5月9日に行われ、翌10日、韓国の最大野党「共に民主党」の文在寅^{ムンジェイン}氏が第19代韓国大統領に就任した。9年ぶりに北朝鮮に宥和的な政権の誕生となった。

文在寅大統領は、10日の就任演説において、北朝鮮による核問題等をめぐる安全保障の危機の解決のため、「必要であればワシントンに飛んでいく。北京と東京にも行き、条件が整えば、平壤にも行く」と述べ、米韓同盟の強化や北朝鮮との対話を通じた核問題等の解決に意欲を示した。

文在寅政権は、7月19日、今後の政権運営の指針となる「国政運営5か年計画」を発表した。南北関係については、2020年の核放棄合意を目標にすること、開城工業団地、金剛山観光等の経済協力事業の再開等を掲げた。日韓関係については、「歴史を直視しながら韓日で未来志向的な協力関係を発展させる」とし、歴史問題と安全保障問題での協力を分離して対応する「ツートラック政策」を示したが、竹島問題や慰安婦問題では「断固とした対応」を強調した。

5 慰安婦・「徴用工」問題をめぐる動向

(1) 慰安婦問題をめぐる動向

韓国の市民団体が、2016年12月30日に釜山の日本国総領事館に面した歩道に慰安婦像を設置した。これに対し、日本政府は、同日、慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決で合意した日韓合意（2015年12月）の精神に反するものであり、また、領事関係に関するウィーン条約第31条3に規定する領事機関の安寧を妨害し、威厳を侵害するものとして、像の早急な撤去を韓国側に申し入れた。さらに、2017年1月6日には、長嶺安政駐韓国大使と森本康敬在釜山総領事の一時帰国や日韓ハイレベル経済協議の延期等4項目の対抗措置を執ることを決定し、長嶺駐韓国大使らは9日に帰国（4月4日に帰任）した。駐韓国大使を一時帰国させたのは、2012年8月に当時の李明博^{イミョンバク}大統領が竹島に上陸して以来であった。

これに対し、韓国大統領代行を務める黄^{ファンギョアン}教安首相は、2017年1月23日、「像は民間が設置した。政府が関与するのは難しい状況だ」との見解を示した。また、韓国外交部は、2月23日の記者会見において、釜山市等に対して、像の移転を要請する文書を送付したことを明らかにするとともに、ソウルの日本国大使館前の像について「望ましくない」との認識を示唆したものの、撤去に向けた進展はみられなかった。

韓国では5月9日に大統領選挙が行われ、慰安婦問題をめぐる日韓合意の再交渉を公約に掲げた文在寅氏が10日に大統領に就任した。安倍首相は、翌11日に文在寅大統領と電話で会談し、日韓合意について履行を求めたが、文在寅大統領は、「韓国国民の大多数が、感情的に合意を受け入れていないのが現実だ」との認識を示し、ソウルの日本国大使館前や釜山の日本国総領事館前の慰安婦像についても、「民間の問題を政府が解決するには限界があり、時間が必要だ」と述べた。

ソウルの日本国大使館前の道路を管理するソウルの鍾路区は、6月29日、都市空間芸術条例を改正し、9月28日に大使館前の慰安婦像を「公共造形物」に指定して区の管理下に置いた。これにより、移設や撤去をする場合には、区委員会の審議が必要になった。また、釜山市議会も、6月30日、日本国総領事館前に市民団体が設置した慰安婦像を市が管理できるようにする条例案を可決した。

文在寅政権は、7月19日、今後の政権運営の指針となる「国政運営5か年計画」を発表した。同計画では、慰安婦問題に関し、2018年に「慰安婦被害者をたたえる日」を制定し、2019年に慰安婦問題に関する研究所を創設し、2020年に歴史館を建設するといった方針が盛り込まれた。これに対し、日本政府は韓国政府に抗議するとともに、「慰安婦に関する日韓合意の趣旨に反する」として合意の着実な履行を改めて求めた。

韓国国内における慰安婦像の設置はその後も進み、韓国の民間組織が定めた「世界慰安婦の日」（8月14日）や日本の朝鮮半島統治からの解放を記念する「光復節」（8月15日）に合わせてソウルを始め各地で慰安婦像が設置されるなどした。また、ソウルのバス運行会社は、8月14日の「世界慰安婦の日」から9月末まで、慰安婦像を座席に据え付けた路線バス5台を運行した。

韓国国会は、11月24日、毎年8月14日を「日本軍慰安婦被害者をたたえる日」に指定するなどの内容を盛り込んだ日本軍慰安婦被害者生活安定支援法の改正案を可決した。

また、慰安婦問題をめぐる2015年12月の日韓合意を検証するため設置された韓国外交部長官直属の慰安婦合意検討タスクフォースは、12月27日、検証結果の報告書を公表した。報告書は、「被害者が受け入れない限り、政府間で慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を宣言しても、問題は再燃するしかない」とした。これを受けて、文在寅大統領は、翌28日、「両首脳の追認を経た政府間の公式的な約束という重みはあるが、大統領として、この合意では慰安婦問題は解決されないと再び明らかにする」との声明を発表し、関係部署に被害者中心の解決を原則とした「後続措置」の検討を指示したと明らかにした。

韓国国外では、3月8日にドイツ・バイエルン州ウィーゼントの公園に、韓国の市民団体等が欧州で初めてとなる慰安婦像を設置した。6月30日には米国・ジョージア州ブルックヘブンの公園に韓国系米国人らの団体が寄贈した。9月22日には米国・サンフランシスコの公園の展示スペースに中国系米国人らの団体が主導し韓国系団体等が協力して、慰安婦像を設置した。10月13日には米国・ニューヨークのマンハッタンで韓国系米国人団体の建物に同団体が慰安婦像を設置し、除幕式には米下院議員も出席した。12月8日にはフィリピン・マニラ湾沿いの遊歩道に、慰安婦支援団体等民間からの献金を受けたフィリピン国家歴史委員会（歴史的な記念物の設置に関わる政府機関）が慰安婦像を設置した。サンフランシスコに設置された慰安婦像については、同市議会が、11月14日、慰安婦像と碑文の寄贈を受け入れる決議案を全会一致で可決し、22日に同市長が決議文書に署名した。これを受け、1957年からサンフランシスコ市と姉妹都市提携を結ぶ大阪市は、12月13日、60年にわたるサンフランシスコ市との姉妹都市提携の解消を正式に決定した。

(2) 「徴用工」問題をめぐる動向

韓国労働組合の二大中央組織である全国民主労働組合総連盟と韓国労働組合総連盟を中心とする団体が、2017年8月12日にソウルと仁川に日本の朝鮮半島統治時代に「強制徴用」されたという「徴用工」の像を設置した。

文在寅大統領は、8月15日に行われた「光復節」の記念式典の演説の中で、

慰安婦問題に加えて「徴用工」問題を取り上げ、「人類の普遍的な価値と国民的合意に基づいた被害者の名誉回復と補償、真実究明と再発防止の約束という国際社会の原則がある」と述べ、日本政府の対応を求めた。また、文在寅大統領は、17日の記者会見で、「徴用工」に絡む請求権について、「両国間の合意が一人一人の権利を侵害することはできない」と述べ、2012年に韓国の最高裁判所が「植民地支配に絡む被害に対する個人請求権は消滅していない」とした司法判断を踏襲した。

これに対し、日本政府は同日、「徴用工」の問題は、日韓請求権協定で解決済みである」と韓国政府に抗議した。また、安倍首相は25日に行われた文在寅大統領との電話会談において、「徴用工」問題に関し、日韓の請求権問題は解決済みだとの日本の立場を伝え、文在寅大統領も政府間では解決済みとの認識を示し、17日の記者会見での発言の趣旨については、「国家間の問題ではなく、被害者と企業間に残っている個人的請求権まで解決したのではないという趣旨の（最高裁判所の）判決について話した」と述べた。

また、12月7日には済州に全国民主労働組合総連盟を中心とする団体が「徴用工」の像を設置した。

6 欧米諸国において続発した身近な凶器を使用したテロ事件

2017年中は、2016年に引き続き欧米諸国において、刃物、車両及び手製爆発物を使用したテロ事件が続発した。主なテロ事件は、以下のとおり。

○ 英国・ロンドンにおける車両及び刃物を使用したテロ事件

2017年3月22日、英国・ロンドン市内のウェストミンスター橋において、英国籍の男が車両（レンタカー）で歩行者を轢過し、その後、降車して、国会議事堂敷地内に侵入し、警戒中の警察官1人を刃物で襲撃した。歩行者4人と警察官1人が死亡し、少なくとも50人以上が負傷した。男は警察官によって射殺された。メイ首相は、翌23日、下院での演説において、男は、「イスラム過激派思想に感化されたとみている」と述べた。

○ スウェーデン・ストックホルムにおける車両を使用したテロ事件

4月7日、スウェーデン・ストックホルム中心部において、ウズベキスタン国籍の男が大型トラック（盗難車）で歩行者を次々と轢過し、その後、ショッ

ピングセンターに突入した。5人が死亡し、15人が負傷した。男は現場から逃走したが、同日、逮捕された。大型トラックの中からは、爆発物の入ったカバンが見つかった。捜査当局は、9日、逮捕された男がイスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」（以下「I S I L」という。）等過激派組織に共感を示していたと明らかにした。

○ 英国・マンチェスターにおける手製爆発物を使用したテロ事件

5月22日、英国・マンチェスターのコンサートホールと隣接するマンチェスター・ビクトリア駅をつなぐ屋外の通りにおいて、英国籍の男が手製爆発物で自爆した。この自爆に巻き込まれ、22人が死亡し、116人が負傷した。捜査当局は、本事件は自爆テロ事件との見方を示した。また、I S I Lが犯行声明を出した。

○ 英国・ロンドンにおける車両及び刃物を使用したテロ事件

6月3日、英国・ロンドン市内のロンドン橋において、英国籍及びイタリア国籍の男3人が車両（レンタカー）で歩行者を轢過し、その後、降車して、飲食店等にいた客等を刃物で襲撃した。8人が死亡し、少なくとも48人が負傷した。男らは警察官によって射殺された。メイ首相は、翌4日、本事件はテロ事件との見方を示した。

○ スペイン・バルセロナ及びカンブリルスにおける車両を使用したテロ事件

8月17日、スペイン・バルセロナにおいて、男（国籍不明）が車両で歩行者を轢過し、14人が死亡、100人以上が負傷した。男は現場から逃走したが、その後、別の車両で警察官2人を轢過した。同車両内から1人の遺体が発見された。21日、男は警察官によって射殺された。また、18日には、カンブリルスにおいて、男5人（国籍不明）が車両で歩行者を轢過し、1人が死亡、6人が負傷した。男らは警察官によって射殺された。捜査当局は、12人の犯行グループが長期的に計画してこれらのテロ事件を引き起こしたとの見方を示した。また、I S I Lが両事件について犯行声明を出した。

○ フランス・マルセイユにおける刃物を使用したテロ事件

10月1日、フランス・マルセイユにあるサン・シャルル駅前において、男（国籍不明）が通行人らを刃物で襲撃し、2人が死亡した。男は兵士によって射殺された。捜査当局は、イスラム過激派思想に影響されたテロ事件の疑いがある

との見方を示した。

○ 米国・ニューヨークにおける車両を使用したテロ事件

10月31日、米国・ニューヨークのマンハッタン地区の自転車専用道路において、ウズベキスタン出身の男がトラック（レンタカー）で走行中の自転車や歩行者を次々と轢過し、その後、トラックはスクールバスに衝突するなどして停車した。少なくとも8人が死亡し、12人が負傷した。男は現場から逃走を図ったが、警察官によって銃撃され、逮捕された。現地メディアによれば、犯行に使われた車両からI S I Lに忠誠を誓うメモが見つかった。捜査当局は、本事件はテロ事件との見方を示した。

○ 米国・ニューヨークにおける手製爆発物を使用したテロ事件

12月11日、米国・ニューヨークのマンハッタン地区にあるタイムズスクエア付近の地下通路において、バングラデシュ出身の男が手製爆発物で自爆した。この自爆に巻き込まれ、3人が負傷した。男も負傷し、現場で警察官に逮捕された。捜査当局は、男が取調べに対し「I S I Lのために実行した」と供述していると明らかにした。

7 欧州における排外主義をめぐる動向

(1) オランダ

オランダ下院総選挙（定数150、比例代表制）は、2017年3月15日に行われた。

選挙結果は、与党の自由民主党が33議席（改選前40議席）を獲得して第1党を維持した。「オランダ第一」を唱え、イスラム系移民の排斥やEUからの離脱を掲げた自由党は、20議席（改選前12議席）を獲得して第5党から第2党になった。

選挙結果を受け、自由党のウィルダース党首は、敗北を認めつつも、「愛国主義の拡大は止まらない」と述べた。一方、2010年から首相を務める自由民主党のルッテ党首は、勝利宣言し、「英国のEU離脱、米国の大統領選と続いてきた悪いポピュリズムの終わりだ」と述べた。

新政権は、移民等の政策をめぐり連立の協議が難航したため、総選挙から7か月後となる10月26日に、自由民主党と第3党のキリスト教民主勢力等による4党の連立で発足した。自由党は野党第1党になった。

(2) フランス

フランス大統領選挙は、第1回投票が2017年4月23日に、決選投票が5月7日に行われた。

第1回投票の結果、11人の候補はいずれも当選に必要な過半数に届かなかったため、1位であった無所属のマクロン前経済相と2位であった国民戦線のル・ペン党首の2人が決選投票に進んだ。ル・ペン党首は、「フランス第一」を唱え、移民の流入制限やEU離脱の是非を問う国民投票の実施等を掲げて選挙戦を戦った。その結果、マクロン前経済相が約2,074万票（66.1%）、ル・ペン党首が1,064万票（33.9%）で、マクロン前経済相が勝利した。

選挙結果を受け、ル・ペン党首は、敗北を認めつつも、「歴史に刻まれる大量の支持を得た」と述べた。一方、マクロン前経済相は、「過激主義者に投票する国民がいないフランスを作るため全力を尽くす」と述べた。

(3) ドイツ

ドイツ連邦議会選挙（下院、定数598、ただし、調整議席があり改選前は630）は、2017年9月24日に行われた。

選挙結果は、メルケル首相が率いる与党のキリスト教民主・社会同盟が246議席（改選前309議席）を獲得して第1党を維持した。反イスラム、反移民、反EUを掲げたAfD（ドイツのための選択肢）は、94議席（初の議席）を獲得して第3党になった。

選挙結果を受け、AfDのモイテン共同代表は、「我々はキリスト教民主同盟の支持者100万人を得た」と述べた。フランスのル・ペン国民戦線党首は、ツイッターで「欧州の変革を象徴する結果だ」と述べ、オランダのウィルダース自由党党首は、「メッセージは明確だ。我々はイスラム国家ではない」と述べた。一方、メルケル首相は、「AfDの国政進出は新たな大問題だ」と述べた。

選挙後、キリスト教民主・社会同盟は、連立政権樹立に向けて第4党の自由民主党や第6党の緑の党と協議を進めてきたが、難民問題等をめぐって決裂し、2017年中には政権樹立に至らなかった。

(4) オーストリア

オーストリア国民議会総選挙（定数183、比例代表制）は、2017年10月15日に行われた。

選挙結果は、反難民の気運が高まる中、難民・移民の受入れを厳格化する政策にかじを切った国民党が62議席（改選前50議席）を獲得して第2党から第1党になった。選挙前、第1党として国民党と連立を組んでいた社会民主党は、52議席（改選前52議席）で第2党になった。また、「オーストリア第一」を唱え、反移民、反イスラムを掲げてきた自由党は、51議席（改選前38議席）を獲得して第3党を維持した。

選挙結果を受け、国民党のクルツ党首は、「この結果は国の変革を求める強い信託だ」と勝利を宣言した。社会民主党のケルン首相は、「私たちはポピュリズムのわなに捕らわれた」と述べた。また、自由党のシュトラッヘ党首は、「我々は偉大な成功をおさめた」と述べた。

第1党となった国民党は、12月18日、第3党の自由党と連立政権を組み、国民党のクルツ党首が首相に就任した。

(5) チェコ

チェコ下院選挙（定数200、比例代表制）は、2017年10月20、21日の両日に行われた。

選挙結果は、不法移民対策強化等を掲げた政党「ANO2011」が78議席（改選前47議席）を獲得して第2党から第1党になった。また、反移民、反イスラムを掲げる政党「自由と直接民主主義」が22議席（初の議席）を獲得して第4党になった。

選挙の結果を受け、「ANO2011」のバビシュ党首は、「EUは、なぜ英国が離脱を決めたか、反省すべきだ」と述べた。また、「自由と直接民主主義」のトミオ・オカムラ党首（日系人）は、「チェコのイスラム化を止めたい」と述べた。

第1党となった「ANO2011」は、過半数に満たないため連立政権を模索したが失敗した。12月13日、同党のバビシュ党首が首相に就任し、少数与党の単独政権が発足した。

8 エボラ出血熱の感染確認

世界保健機構（以下「WHO」という。）は、2017年5月12日、アフリカ中部のコンゴ民主共和国でエボラ出血熱の感染者が確認されたことを明らかにした。

同国でエボラ出血熱の発生が確認されたのは49人が死亡した2014年以来となる。

これを受けて、我が国の厚生労働省は、翌13日、海外渡航者に向け、「一般の日本人旅行者に対する感染リスクは非常に低いと考えられるが、感染者が発生している地域には近づかないようにしてください」とする注意喚起を出した。

WHOは、7月2日、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の終息を宣言した。また、この流行では、4人が死亡、4人が回復し、感染者と接触のあった約600人を登録して経過観察を行ったとした。

第2章 国内情勢

1 第48回衆議院議員総選挙

第48回衆議院議員総選挙（定数465（小選挙区289、比例代表176））は、平成29年10月10日公示、10月22日投開票で行われた。

定数は、小選挙区が青森、岩手、三重、奈良、熊本及び鹿児島 の6県で、比例代表が東北、北関東、近畿及び九州の4ブロックでそれぞれ1削減され、475から465へと10減少した。

安倍首相は、9月25日、記者会見において、消費税増税分の使い道を子育て世代への投資に変更する見直しや、北朝鮮問題に対して力強い外交を進めていくことについて国民に信を問う「国難突破解散」であるとして、衆議院の解散を表明した。

これに対し、野党では、目まぐるしい動きがみられた。小池百合子東京都知事は、同日、自らを代表とする希望の党を立ち上げ、記者会見において、本選挙を「政権選択選挙」と位置付けた。民進党の前原誠司代表（当時）は、28日の同党の両院議員総会で、「どんな手段を使っても安倍政権を止めなければならない。名を捨てて実を取る」として、同党の立候補予定者が離党して希望の党に合流する方針を提案し、満場一致で了承された。しかし、翌29日、小池代表は、「全員を受け入れるということはさらさらしない」、「排除いたします」などと発言し、安全保障政策や憲法改正への態度を基準に受け入れる候補者を選別することを明らかにした。これに対し、民進党の枝野幸男代表代行（当時）は、政治理念や政策が異なるとして希望の党には合流せず、10月3日に自らを代表とする立憲民主党を立ち上げた（2日に結成表明）。また、希望の党へも立憲民主党へも参加しない民進党の候補者は、無所属の出馬となり、同党からの出馬を予定していた候補者は3つに分裂した。

選挙の結果は、選挙後の追加公認を含め、自由民主党は284議席（公示前284議席）を獲得し、単独で絶対安定多数（261議席）を上回った。また、自由民主党と連立を組む公明党は29議席（公示前35議席）を獲得し、与党で改憲発議に必要な総議員の3分の2（310議席）を超える313議席を獲得した。立憲民主党は55議

席（公示前15議席）を獲得して野党第1党になり、希望の党は50議席（公示前57議席）にとどまり公示前を下回った。日本共産党は12議席（公示前21議席）、日本維新の会は11議席（公示前14議席）、社会民主党は2議席（公示前2議席）をそれぞれ獲得した。無所属は22議席（公示前44議席）であった。

2 第3次安倍第3次改造内閣・第4次安倍内閣発足

安倍首相は、平成29年8月3日、内閣改造を行い、第3次安倍第3次改造内閣が発足した。麻生太郎副首相兼財務相、菅官房長官等が留任した一方、閣僚19人のうち、担当替えとなった加藤勝信厚労相を含め14人が交代し、6人が初入閣した。女性閣僚は、野田聖子総務相と上川陽子法相の2人で、改造前より1人減った。

安倍首相は、発足後の記者会見で、新たな内閣を「結果重視、仕事第一、実力本位の布陣を整えた。結果本位の「仕事人内閣」だ」と述べ、「謙虚に、丁寧に、国民の負託に応えるために全力を尽くす」と語った。

第48回衆議院議員総選挙後の11月1日に召集された特別国会では、安倍氏が第98代内閣総理大臣に指名された。同日、第3次安倍第3次改造内閣の閣僚が全員再任され、第4次安倍内閣が発足した。

安倍首相は、発足後の記者会見で、「責任の重さを深く胸に刻み、謙虚な姿勢で自由民主党、公明党の強固な安定した連立政権の上に、真摯な政権運営に当たっていく」と語った。

3 東京都議会議員選挙

任期満了に伴う東京都議会議員選挙（定数127）は、平成29年6月23日告示、7月2日投開票で行われた。同選挙において、小池百合子東京都知事が代表（当時）を務めた都民ファーストの会は、擁立した50人の公認候補者のうち49人が当選したことに加え、当選した無所属の推薦候補者6人を追加公認したことにより55議席を獲得し、都議会第1党となった。

選挙前に都議会第1党であった自由民主党は、改選前の57議席から23議席となり、これまで過去最低だった38議席を下回った。また、日本共産党は、改選前の17議席から19議席、民進党は改選前の7議席から5議席となった。

都民ファーストの会は、28年7月の東京都知事選挙で小池氏を支持した区議らによって、同年9月に同氏が主宰する政治塾である希望の塾を運営する政治団体として発足した。同会は、29年1月から地域政党として活動している。

都民ファーストの会と選挙協力をした公明党東京都本部は、擁立した候補者23人全員が当選した。東京・生活者ネットワークは1人が当選した。これら小池知事を支持する勢力は、過半数64議席を上回る79議席を確保した。

4 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の成立

平成28年8月8日の天皇陛下によるビデオメッセージ「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」を契機に、政府は、9月23日、天皇の公務の負担軽減等について専門家の意見を踏まえた検討を行うため、安倍首相の私的諮問機関として「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を設置した。有識者会議は、論点を整理し、29年1月23日に「今後の検討に向けた論点の整理」（以下「論点の整理」という。）として公表した。「論点の整理」では、天皇の公務の負担軽減のために退位の立法措置についても触れ、それに関する「積極的に進めるべきとの意見」と「課題」をそれぞれ列挙した。安倍首相は、翌24日、衆参両院の正副議長に対して「論点の整理」を報告し、国会での合意形成を要請した。

一方、国会では、1月19日に衆参両院の正副議長が各党、各会派の代表者と国会内で協議し、天皇の退位について、通常国会での法整備に向け、各党の意見を取りまとめる方針を決めた。自由民主党、公明党等は、今上天皇一代限りとする特例法で退位を可能にするよう主張したのに対し、民進党、日本共産党、自由党等は、皇室典範の改正による退位の恒久的な制度化が望ましいと主張した。そこで、衆参両院の正副議長は、皇室典範の附則に「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体をなすものである」との規定を置き、今上天皇の退位は将来の天皇の退位の際の先例になり得ることを示すことで、自由党を除く各党から了承を得た。衆参両院の正副議長は、3月17日、今上天皇の退位を可能にする特例法の制定を政府に求める「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を安倍首相に提出した。

政府は、この取りまとめを踏まえ、また、有識者会議の「最終報告」を参考と

して法案の検討を進め、5月19日、自由党以外の各党の了承を得て、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案を閣議決定し、国会に提出した。同法案では、天皇は法律の施行日に退位し、皇嗣が直ちに即位することとされ、退位した天皇は「上皇」、上皇の後は「上皇后」とし、敬称はいずれも「陛下」とすることとされた。

同法案は、6月1日に衆議院議院運営委員会で審議入りし、同日、全会一致で可決された。同法案は、翌2日、衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月7日に天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会で審議入りし、同日、全会一致で可決された。同法案は、9日、参議院本会議において全会一致で可決され、天皇の退位等に関する皇室典範特例法は成立した。

いずれの採決においても自由党は、「一代限りの特例法ではなく、皇室典範改正で退位を可能とすべき」と主張して採決を棄権した。

政府は、16日、天皇の退位等に関する皇室典範特例法を公布した。同法では、退位日となる同法の施行日は「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされ、政令を定めるに当たっては、「内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない」とされている。皇室会議は、12月1日に開催され、法律の施行日を31年4月30日とすべき旨の意見を決定した。これを受け、29年12月8日の閣議で、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令が決定された。これにより、31年4月30日に天皇陛下が退位され、翌5月1日に皇太子殿下が即位されることとなった。

なお、天皇の退位は、江戸時代末期の文化14年（1817年）の光格天皇以来となる。

5 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の成立

政府は、平成29年3月21日、テロ等準備罪を新設するなどの組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）等の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出した。

政府は、組織犯罪に立ち向かう国際協力の輪に参加するため、既に187の国と地域が締結している国際組織犯罪防止条約の締結を目指してきた。同条約は、「重

大な犯罪を行うことの合意」又は「組織的な犯罪集団の活動への参加」を処罰できるようにすることを義務付けている。

テロ等準備罪は、「組織的犯罪集団」による重大犯罪の遂行を2人以上で計画し、そのいずれかが準備行為を行えば、計画した者全員が罪になるというもので、①「組織的犯罪集団」の関与、②重大な犯罪の「計画」、③計画した犯罪の「実行準備行為」という3つの厳格な要件が設けられた。また、対象犯罪は、長期4年以上の懲役・禁錮に当たる罪のうち、「組織的犯罪集団」が関与することが現実的に想定されるものとされ、277個の罪が該当するとされた。

法案の審議では、民進党や日本共産党は、テロ等準備罪について、「国民の監視社会への不安も広がっている」、「憲法19条が保障する内心の自由を侵害する」などと主張し、廃案を訴えた。

法案は、衆議院法務委員会においては、一部修正を経て5月19日に賛成多数で可決された。また、衆議院本会議においては、23日に賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月18日の国会会期末が近づいた13日、民進党等が金田勝年法相の問責決議案を提出したが、翌14日、反対多数で否決された。これに対し、自由民主党は、同日、「審議を続ける状況にないと判断した」として、委員会審査を省略し、本会議で直接審議できる中間報告を行い、採決することを提案し、翌15日未明に参議院本会議において参議院法務委員長が中間報告を行った。その後、参議院本会議で討論と採決が行われ、同日、自由民主党、公明党、日本維新の会等の賛成多数により同法案は可決され、組織的犯罪処罰法等の一部を改正する法律は成立した。

6 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向

政府は、平成29年2月6日、普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向け、キャンプ・シュワブの沿岸部での工事に着手した。沖縄県は、同日、作業の中止等を求める翁長雄志沖縄県知事名の文書を防衛省沖縄防衛局に提出した。政府は、翌7日から埋立ての土砂で濁った海水の拡散を防ぐ汚濁防止膜を固定するコンクリートブロックを海底に沈める作業を開始した。

翁長知事は、3月25日、キャンプ・シュワブ前での抗議集会に参加し、仲井眞

弘多前知事が行った埋立て承認について「あらゆる手段で撤回を必ずやります」と表明した。また、同知事は、4月5日、漁業権のある漁場内で海底の地形に影響が出る工事をする場合に、県漁業調整規則により県知事から受ける必要がある岩礁破碎許可が3月末に期限を迎えたにもかかわらず、4月以降も工事を続けているとして、沖縄防衛局に対し再申請を求める行政指導を行った。これに対し、沖縄防衛局は翌6日、地元漁協が漁業権を放棄したため「漁業権の設定されている漁場内」には当たらないとして、許可を受ける必要はないとする文書を沖縄県に提出した。また、政府は同日、翁長知事に対し、岩礁破碎許可が必要かどうかについて、法令を所管する水産庁に見解を確認するよう文書を提出した。

政府は4月25日からキャンプ・シュワブ沿岸部の埋立区域の北側に碎石を沈め、護岸工事を開始した。沖縄県は、5月29日、沖縄防衛局に対し、再度岩礁破碎許可の再申請を求める行政指導を行ったが、沖縄県防衛局は、6月1日、許可を受ける必要はないとする文書を沖縄県に提出した。

沖縄県は、6月20日、国が知事の許可を得ずに岩礁破碎を行うのは違法だとして、工事の差止め訴訟を起こすための関連議案を県議会の定例議会に提出した。沖縄県議会は、7月14日、本会議において同議案を賛成対数で可決した。これを受けて、沖縄県は、24日、那覇地方裁判所に工事の差止めを求めて提訴するとともに、判決まで工事を中断させる仮処分も申し立てた。

政府は、11月6日、埋立区域の南西側2か所で新たに護岸工事を開始した。また、14日には、埋立区域北側に作った護岸を使い、初めて海上から石材を搬入した。

7 原子力発電所の再稼働をめぐる動向

九州電力川内原子力発電所2号機（鹿児島県薩摩川内市）は、平成28年12月16日から定期検査のため運転を停止していたが、九州電力は、29年2月23日に再稼働させた。

関西電力高浜発電所3、4号機（福井県大飯郡高浜町）は、大津地方裁判所が28年3月9日に命じた運転差止めの仮処分決定を大阪高等裁判所が29年3月28日に取り消し、仮処分を申し立てていた住民が最高裁判所に不服申立てをしなかったため、関西電力は、運転を停止していた同発電所4号機を5月17日に、同じく

3号機を6月6日に、それぞれ再稼働させた。

一方、四国電力伊方発電所3号機（愛媛県西宇和郡伊方町）は、10月3日から定期検査のため運転を停止したが、その後、同機をめぐる運転差止めの司法判断が出された。広島市内の住民等が、28年3月11日に同機の運転差止めを求める仮処分を広島地方裁判所に申し立てたが29年3月30日に却下されたため、4月13日に広島高等裁判所に即時抗告を行っていたところ、同高裁は、12月13日、住民らの申立てを認め、30年9月30日までの運転差止めを命じる決定を行った。

国内で稼働している原子力発電所は、川内原子力発電所1、2号機及び高浜発電所3、4号機の4基となった。

8 経済・雇用情勢

内閣府は、平成29年7月21日、「平成29年度年次経済財政報告」を公表した。同報告は、我が国の経済の現状について、アベノミクスの取組の下、24年末から緩やかな回復基調を続けているとするとともに、雇用情勢も一段と改善しているとしたが、一方で、賃金は上昇しているものの、その伸びは緩やかなものにとどまっており、個人消費も、所得・雇用環境の改善度合いに比べてやや力強さに欠けているとした。

完全失業率については、29年2月に、6年12月以来約22年ぶりに3%を下回り、この背景として、24年には約285万人であった失業者数が、28年10月以降200万人を下回る水準で推移しているとした。

有効求人倍率については、4月に、バブル期最高の1.46倍（2年7月）を超える1.48倍（昭和49年2月以来、約43年ぶりの高水準）となり、地域別にみても、平成28年以降、全地域で1倍を超えて推移しており、雇用環境の改善が全国に広がっていることが確認できるとした。

第3章 治安情勢

第1 公安情勢

1 右翼等

(1) 抗議活動等の状況

ア 抗議活動の状況

右翼は、平成29年中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐっては、中国公船が尖閣諸島周辺での領海侵入を繰り返していることを捉え、「中国の尖閣諸島に対する侵略は、断じて許されない」などと批判したほか、「中国が尖閣諸島にちょっかいを出してきているのは、沖縄を得るための布石である」などと主張した。右翼は、29年中、中国関連で延べ約630団体、約1,490人、街頭宣伝車約480台（28年：延べ約770団体、約1,830人、街頭宣伝車約590台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国をめぐっては、韓国の市民団体が、韓国・釜山の日本国総領事館前の歩道に慰安婦像を設置した（28年12月）ことを捉え、「韓国は、慰安婦像の設置を国を挙げて放置している」などと批判したほか、韓国が竹島を不法占拠していることに対しても批判を展開した。右翼は、29年中、韓国関連で延べ約1,430団体、約3,160人、街頭宣伝車約1,080台（28年：延べ約940団体、約2,310人、街頭宣伝車約800台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮をめぐっては、繰り返される弾道ミサイル発射や9月の核実験を捉え、「北朝鮮は、日本に向けて弾道ミサイルを発射したばかりか、またしても核実験を行った。これは完全に日本の安全保障を脅かすものだ」などと批判し、朝鮮総連^{れん}関連施設に対して抗議活動を行う一方で、我が国政府に対して安全保障体制の強化を求める主張をした。右翼は、29年中、北朝鮮関連で延べ約1,530団体、約3,840人、街頭宣伝車約1,200台（28年：延べ約1,050団体、約2,680人、街頭宣伝車約1,000台）を動員し、街頭宣

伝活動等を行った。

ロシアをめぐっては、3月、同国のショイグ国防相等の来日を捉え、「ロシアは、即刻、南樺太、全千島を返還せよ」などと訴え批判したほか、「日本国民は総力を挙げ、声を大にしてロシアに領土返還を訴えるべきである」などと主張した。右翼は、29年中、ロシア関連で北方領土の日（2月7日）を捉え、約180団体、約420人、街頭宣伝車約170台（28年：約260団体、約800人、街頭宣伝車約270台）を、「反ロデー」（8月9日）を捉え、約270団体、約780人、街頭宣伝車約290台（28年：約290団体、約950人、街頭宣伝車約330台）をそれぞれ動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐっては、8月、第3次安倍第3次改造内閣発足を捉え、「安倍首相には、現実を直視しながら愚直な姿勢で憲法改正まで突き進んでもらいたい」などと主張したほか、一部は、「国民の不信感は、内閣改造程度では払拭されない。安倍首相は、地道に実績を積み重ね、国民からの信頼を取り戻すべきだ」などと主張した。また、10月、第48回衆議院議員総選挙の結果を捉え、「安倍首相には、憲法改正を実現してほしい」などと主張したほか、一部は、「憲法改正を躊躇^{ちゆうちよ}すれば、国民を欺いたことになる」などと主張した。右翼は、29年中、政局関連で延べ約780団体、約1,750人、街頭宣伝車約490台（28年：延べ約790団体、約1,720人、街頭宣伝車約460台）を動員し、政府批判の街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、30年も引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執拗^{よう}に行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。

イ 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,100台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業等に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執拗な街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

平成29年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、約150社（28年：約190社）に上った。

一部の右翼は、30年も引き続き、市民生活の平穩を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 違法行為の取締り

右翼は、時局問題等を捉えた抗議活動や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

ア テロ等重大事件の未然防止

平成29年中、「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかった。

警察は、各種情報活動や拳銃等の銃器摘発対策を推進することにより、右翼によるテロ等重大事件の未然防止に努めている。

イ 右翼による違法行為の取締り

右翼による違法行為の検挙件数及び人員は、平成28年中の1,499件1,537人に対し、29年中は1,342件1,389人であった。

29年中の検挙のうち、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の検挙は208件228人に上り、道路交通法違反を除く全検挙件数（513件）の約41%を占め、悪質な資金源犯罪が依然として後を絶たない状況にある。また、市民の平穩な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、名誉毀損等により28件47人（28年：14件59人）を検挙した。

警察は、右翼による違法行為に対し、引き続き徹底した取締りを行うこととしている。

(3) 右派系市民グループをめぐる動向

ア 右派系市民グループ

平成29年中、「在日特権を許さない市民の会」を始め、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国における徒歩デモは約50件行われた。また、同グループの活動に対して抗議する勢力（以下「反対勢力」という。）が、取組の参加者による過激な言動を、「ヘイトスピーチ」とであると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

警察では、28年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言

動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、法を所管する法務省から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合には、これに積極的に対応するほか、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与している。

右派系市民グループは、30年も引き続き、ヘイトスピーチに対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、徒歩デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対勢力とのトラブルに起因する違法行為の発生が懸念される。

イ 違法行為の取締り

警察は、右派系市民グループと反対勢力とのトラブルに起因する違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じており、違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき厳正に対処していくこととしている。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、平成29年中も、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、警察が1月に植田琢磨議長の本名を公表したことを受け、機関紙で、「笑止千万の妄言」、「デッチあげ」などと主張する声明を掲載し、議長の本名公表による同派組織への影響がないことを誇示した。また、6月に出版した「革マル派五十年の軌跡 第五巻」で、同派の創始者である黒田寛一前議長（故人）の論文を掲載するなど、引き続き、黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「連合」指導部

は、安倍政権の改憲攻撃に“沈黙”による支持を与え、平和フォーラム系諸労組による反戦平和の運動への取り組みを抑圧・妨害している」、日本郵政グループ労働組合（ＪＰ労組）に対しては、「郵政経営陣のリストラ・合理化攻撃に全面協力する本部を弾劾」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「日教組本部による改憲阻止の大衆闘争の放棄を弾劾」などと、それぞれ指導部批判を展開し、メーデー会場や各労働組合主催の定期大会の会場周辺で、参加者に対して同派への結集を呼び掛けるビラを配布した。

大衆運動においては、安倍政権が「対北朝鮮核戦争への参戦・日米核軍事同盟の強化」を進めているとして、11月のトランプ大統領の来日時には、日米首脳会談反対等を訴え、デモに取り組んだほか、組織的犯罪処罰法の改正を自派に対する弾圧と捉えて「共謀罪制定阻止」を強く主張し、政権打倒を訴えて、独自の集会、デモに取り組んだ。また、大衆団体が主催する国会前抗議行動や各地の抗議集会に多数の活動家を動員し、同派の主張を掲載したビラを配布したほか、団体旗やのぼりを掲出して、自派の存在を誇示した。沖縄県の普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「新基地建設粉碎」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に同派活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

一方、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（以下「ＪＲ総連」という。）及び東日本旅客鉄道労働組合（以下「ＪＲ東労組」という。）は、6月にそれぞれ労組結成30年の記念大会を開催し、労組結成から現在までの30年を振り返り、「いつでもたたかえる組織」の堅持を掲げるなど、引き続き、革マル派創設時の副議長である松寄明元ＪＲ東労組会長（故人）が提唱した労働運動理論の継承を傘下組合員に対して呼び掛けた。また、ＪＲ東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件について、ＪＲ総連及びＪＲ東労組は、裁判の終結後も、同事件を「えん罪事件」、「組織破壊攻撃」と訴え、これらを「打ち砕く」ための組織強化を呼び掛けるとともに、同事件で組合員が逮捕されてから15年目となる29年は、10月30日に都内で集会を開催した。

同派は、今後も黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・

拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派（党中央）は、平成29年中も労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に、「選挙闘争」等を闘争課題に掲げて活動した。

6月、渋谷暴動事件（昭和46年11月14日）において警備中の警察官を殺害するなどして指名手配されていた大坂正明が、逮捕、起訴された。同派は、同人とその共犯者で徳島刑務所に収容中の同派活動家の無実、奪還を訴え、集会、デモ等に取り組んだ。

「国鉄闘争」においては、「革共同の労働運動をつくり出す」ことを目的に、平成27年から国鉄動力車労働組合総連合（動労総連合）の全国建設に取り組み、29年6月に「国鉄動力車労働組合総連合青年部（動労総連合青年部）」、「国鉄北海道動力車労働組合（動労総連合・北海道）」、「国鉄動力車労働組合総連合1047協議会（動労総連合1047協議会）」の結成を表明し、組織拡大が順調であることを党内外にアピールした。また、国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）がこれまで築いてきた国際連帯を基に、7月には、新たな国際組織の建設を目指す「国際連帯共同行動研究所」を設立し、11月には、都内で開催した「11・5全国労働者総決起集会」に海外の労働組合員を招聘したほか、韓国で開催された労働者集会に活動家等を派遣した。

その他労働運動においては、「闘う労働者党」の建設に向け、労働法改正反対、解雇撤回、賃下げ反対や外注化・非正規職化阻止等を主張し、集会、デモ等に取り組むとともに労働争議に介入した。

「選挙闘争」においては、「新しい労働者の政党をつくろう」などと呼び掛け、7月の東京都議会議員選挙と10月の第48回衆議院議員総選挙で活動家を候補者に擁立し、中核派を前面に出した選挙戦を展開した（いずれも落選）。

大衆運動においては、25年から3月11日に定例化している「3・11反原発福島行動」を福島県内で開催した。そのほか、「共謀罪粉碎」、「日米首脳会談粉碎」、改憲阻止、労働法改正反対を訴えて集会、デモに取り組んだ。また、23年8月に結成した「すべての原発いまずぐなくそう！全国会議」（な

全)が、集会、デモに取り組み、同調者の獲得を図った。

同派は、若者の獲得に向けた取組を強化し、機関紙「前進」を高校生向けに発行したほか、インターネット動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を開設した。

同派系の全日本学生自治会総連合(以下「全学連」という。)は、「全学連運動の飛躍」をスローガンに掲げ、全国の大学での「学生自治会建設」や「300万学生との結合」などを主張し、同調者の獲得を図った。中でも、京都大学においては、27年10月に同大学内で実施したストライキに関与した全学連活動家が、29年7月に放学(学生としての身分を失わせること)処分を受けたことを捉えて、「放学処分の粉砕」を訴える集会、デモ等に取り組んだ。

一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会(関西反中央派)は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、30年も、「国鉄闘争」を基軸に、国際連帯や改憲阻止、労働法改正反対、反原発闘争を中心とした各種闘争を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発の再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、「農地強奪阻止」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟(以下「反対同盟」という。)北原グループ(以下「北原グループ」という。)が主催する闘争に参加するとともに、独自の成田現地闘争(集会、デモ)に取り組んだ。また、組織的犯罪処罰法の改正を自派に対する弾圧と捉えて「共謀罪成立阻止」を訴え、国会周辺等で抗議行動等に取り組んだほか、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案の閣議決定を捉え、首相官邸前で抗議行動に取り組み、「天皇制打倒」を訴えた。トランプ大統領来日時には、朝鮮半島情勢を捉え、「日米ファシストの戦争会談を粉砕するぞ」などと主張し抗議行動に取り組んだ。

このほか、同派内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、ソマリア沖海賊対処行動や自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練、普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会、デモ等を行うなど、反戦・反基地闘争を重点に取り組んだ。トランプ大統領来日時には、来日の目的は、「朝鮮反革命戦争突入の足固めを行うことにある」として、「日米首脳会談粉砕」を訴え抗議行動に取り組んだ。また、関西電力高浜発電所3、4号機の再稼働や電源開発大間原子力発電所の建設に反対し、現地に活動家を動員するなど、反原発闘争にも取り組んだ。

このほか、警察が平成28年2月23日に同派非公然アジト3か所を一斉摘発したことを捉え、同派非公然部門である革命軍は、「革命軍アピール」で「2・23反革命弾圧を正面突破する」などと主張し、引き続き、その健在を訴えた。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む成田闘争や反戦・反基地闘争等をめぐる情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港（以下「成田空港」という。）関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。北原グループは、平成28年に空港会社側の勝訴が確定した土地明渡し裁判に関して、土地、建物に対する強制執行停止を求める訴訟を提起し、29年1月には、同訴訟に対する「強制執行阻止決戦本部」を立ち上げたほか、千葉地方裁判所で行われている口頭弁論開廷当日には、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団が、「強制執行阻止」を訴える集会、デモ等に取り組んだ。

また、空港会社が進める第3滑走路の整備や夜間飛行制限の緩和等、成田空港の機能強化に向けた動きに対し、北原グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、「空港機能強化案を粉砕しよう」などと主張して、反対行動に取り組んでいる。

8月9日には、昭和41年の反対同盟結成当初から運動を牽引してきた北原グループ事務局長が死亡した。

一方、反対同盟熱田グループを支援する極左暴力集団等は、かつて拠点としていた成田空港敷地内に所在する団結小屋（通称「横堀現地闘争本部」）が5月31日に強制撤去されたことを受け、撤去当日には、「三里塚現闘本部撤去を許すな」などと主張し抗議行動に取り組んだ。

極左暴力集団は、引き続き、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラー等を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ポスターを始めとする各種媒体を活用した広報活動を推進した。

警察は、平成29年中、極左活動家ら30人を検挙した。1月10日には、警視庁及び神奈川県警察が革マル派の非公然アジトを摘発した。

5月18日には、大阪府警察が偽名宿泊をした中核派（党中央）非公然活動家1人を有印私文書偽造・同行使罪等で逮捕するとともに、同派の非公然アジトを摘発した。同警察は、その際に公務執行妨害罪で逮捕した同派非公然活動家を、警察庁指定重要指名手配（昭和46年11月発生の中村警部補殺害事件）被疑者・大坂正明と特定し、6月7日には、指名手配を行っていた警視庁が殺人罪等で逮捕した。

7月14日には、警視庁が25年11月28日に発生した在日米軍の横田飛行場に向けた飛翔弾発射事件に関し、革労協反主流派非公然活動家1人を爆発物取締罰則違反で逮捕し、29年11月28日には、警視庁、埼玉県警察及び神奈川県警察による合同捜査本部が、26年10月20日に発生した普天間飛行場の名護市辺野古移設工事関連会社に向けた飛翔弾発射事件に関し、同活動家を銃砲刀剣類所持等取締法違反等で再逮捕した。

29年11月25日には、警視庁が、虚偽の住民異動の届出により住民基本台帳に不実の記録をさせたとして中核派（党中央）非公然活動家1人を電磁的公

正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕するとともに、同事件に関連して同派非公然活動家1人を公務執行妨害罪で逮捕したほか、同派の非公然アジトを摘発した。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

3 オウム真理教

(1) 教団の状況

ア 松本への絶対的帰依を強調する主流派と松本の影響力がないかのように装う上祐派

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」を始めとする主流派と松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名乗る上祐派が活動している。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的に開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行や同人の延命を祈願する修行等に取り組みせたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。また、同派は、従前と同様、出家信者を団体管理下の拠点施設等に集団居住させて、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。このような中、同派では、松本の妻が二男の教団復帰を画策したことに対して、三女が全国の幹部信者に復帰反対を訴えたことに端を発した内紛が依然として継続しているものとみられる。「Aleph（アレフ）」では、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とする執行部が、これまで三女の意向に同調したり執行部の方針に異を唱え行動したりした複数の幹部信者等を相次いで除名するなど、統制を図っている。

なお、執行部により排除された信者の一部は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継

続しているとみられる。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトにも旧教団時代の反省・総括の概要を掲載したり、各種メディアを通じて松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、上祐史浩代表が出演するトークイベントを活用したり、著名人との対談や報道機関の取材を積極的に受け入れたりするなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、寄附金の受取や入会の勧誘等に関する活動の指針を定めた「社会的に適切な団体活動のための指針」を同派のウェブサイトにも公表しているほか、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止、祭壇の廃止等組織の刷新をアピールするなどしている。このような中、同派は、平成27年に更新された観察処分の決定に対して、同年6月1日に、同決定の取消しを求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起していたところ、同裁判所は、29年9月25日、同決定のうち、「ひかりの輪」を対象とした部分を取り消す旨の判決を言い渡した。これに対し、10月6日、国が控訴し、同訴訟は現在も係属中である。

今後も主流派は、松本への絶対的帰依を強調しながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

一方、上祐派は、松本からの脱却を装いながら、組織の維持を図っていくものとみられる。

なお、教団に対する観察処分が30年1月末に期限を迎えることから、公安調査庁長官は、29年11月20日、警察庁長官の意見を聴いた上で、公安審査委員会に対して同処分の期間の更新を請求した（注）。

（注） 教団に対する観察処分の期間の更新決定

公安審査委員会は、30年1月22日、観察処分の期間を3年間（33年1月末まで）更新する決定を行った。

イ 組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に34か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。また、教団は、海外においても、ロシアに信者約460人を擁し、数か所の拠点施設を確保しているとみられ

る。

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行ったり、SNSを利用し宗教色を感じさせない各種イベントを開催したりして、青年層を中心に接触を図り、ヨーガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得している。具体的な手法としては、ヨーガ、占い、精神世界等、被勧誘者の関心を引くものを足掛かりとして飲食店等で接触するなど人間関係を構築した上で、複数の信者が連携して行うヨーガ教室や勉強会に勧誘し、複数回受講させて人間関係を深め、教団に対する抵抗感がなくなった段階に至ってから教団名を明かして入会を促すというものがあり、同派は、こうした手法を通じて積極的な勧誘活動を行っている。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や「集中セミナー」、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、ウェブサイト等を通じて参加を呼び掛けるとともに、同派の行事に参加した者による肯定的な感想等をウェブサイトに掲載するなどし、対外的な発信を積極的に行い信者獲得を図っている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とするなど、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、その本質に変化がないと認められる。よって、警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しており、平成29年中、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく公安調査庁の立入検査に際して、団体の活動を明らかにするために必要な検査対象物件の存否の確認を受けずにリュックサック等を施設外に持ち出し、検査を困難な状況にした主流派出家信者5人を団体規制法違反（検査忌避）で逮捕した（1月、愛知）。このほか、主流派信者が教団名を秘匿し、仏教の勉強会を装って勧誘した際に、同勉強会の受講契約の解除に関する事項等を記載した書面を交付しなかった特定商取引に関する法律違反で主流派の拠点施設等を搜索した（11月、北海道）。

一方、地下鉄サリン事件から22年が経過し、教団に対する国民の関心が薄

れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、各種機会を通じ、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為に対する検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して積極的に情報発信を行っている。また、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

4 日本共産党

(1) 日本共産党第27回大会の開催結果

日本共産党（以下「共産党」という。）は、平成29年1月15日から18日までの間、第27回党大会を開催した。

今回大会において、共産党は、民進党、自由党及び社会民主党の3野党並びに沖縄の風の1会派の代表者をそれぞれ来賓として招待した。他野党の代表者が党大会に出席するのは大会史上初めてのことであった。

共産党は、大会決議において、現在の政治情勢を「自公と補完勢力」対「野党と市民の共闘」という新しい対決構図が生じたと捉えた上で、これまでの野党間での選挙協力を政権樹立のための協力へと発展させ、「野党連合政権」を樹立する構想を提唱した。また、今後、「野党連合政権」樹立に向け、他野党との「真剣な協議をつうじて、前向きな合意を得るために知恵と力をつくす」との方針を示した。志位和夫委員長は、「野党連合政権」に関する野党間の合意は、「多くの国民の期待と信頼を得るうえで、決定的に重要である」と強調するとともに、「野党連合政権」を「先ざきの展望でなく、焦眉の課題」と位置付け、その実現を呼び掛けた。今回提唱された「野党連合政権」は、党綱領において民主連合政府の前段階の政府として規定されている「さしあたって一致できる目標の範囲」での統一戦線政府に位置付けられる。

中央委員会の人事では、志位委員長、小池晃書記局長及び副委員長6人がそれぞれ再任され、指導部体制に変更はなかった。志位委員長は、指導部体制を継続した理由について、「開始した野党共闘の路線を成功させる責任を

考えて、三役の体制は継続が適切であると考えた」と説明した。また、18年1月の第24回党大会で議長職を退任した後も常任幹部会委員となっている不破哲三前議長は、引き続き常任幹部会委員に選任された。

党現勢については、党員数が約30万人、「しんぶん赤旗」の読者数が日刊紙及び日曜版の読者数の合計で約113万人と発表された。党員数は前回大会に比べ約5,000人減少、「しんぶん赤旗」の読者数は前回大会に比べ約11万1,000人減少となった。党員数は微減にとどまったものの、「しんぶん赤旗」の読者数は昭和57年の第16回党大会以降12大会連続での減少となり、長期的な減少傾向に歯止めが掛からない状況がみられた。

党建設については、平成26年に開催された第26回党大会で決定した「党勢倍加、世代的継承」（注）に引き続き取り組む方針を示した。特に「世代的継承」が死活的課題であるとし、労働者及び若年者に対する入党への働き掛けを強化する方針を示した。

（注） 「党勢倍加、世代的継承」

共産党は、平成26年の第26回党大会で、2010年代の党建設の2大目標として、党員数を50万人、「しんぶん赤旗」日刊紙読者数を50万人、「しんぶん赤旗」日曜版読者数を200万人にすることにより、全体として現在の党勢を倍加すること（「党勢倍加」）及び労働者や青年・学生を入党させ、党の活動を若い世代に継承していくこと（「世代的継承」）を決定した。

(2) 第48回衆議院議員総選挙の結果

共産党は、平成29年10月に施行された第48回衆議院議員総選挙で、「政治対決の構図は、「自公とその補完勢力」対「市民と野党の共闘」と位置付けるとともに、比例代表で「(得票数) 850万票、(得票率) 15%以上」及び「全国11のすべての比例ブロックで議席増を実現し、比例代表で第3党」並びに小選挙区で「議席の大幅増」を目標に掲げた。

共産党は、同選挙で「日本共産党、立憲民主党、社会民主党の3野党が協力・連携し、選挙をたたかっていきたい」などとして、立憲民主党又は社会民主党が候補者を擁立する選挙区の一部で候補者を取り下げるなどし、小選挙区に206人及び比例代表に65人（小選挙区との重複28人）の公認候補を擁立した。

共産党は、同選挙で、小選挙区で1議席（沖縄1区）、比例代表で11議席（東北1、北関東1、南関東2、東京2、北陸信越1、東海1、近畿2、九州1）を獲得し、解散前の21議席から9議席減の12議席となった。共産党は、この原因を「力不足」とする一方で、立憲民主党の議席が大幅に増加したことを捉え、一部の選挙区で公認候補を取り下げるなどしたことが「共闘勢力全体の勝利という成果をつくる上で、一定の貢献になった」と評価し、今後も野党共闘を推し進めていく考えを示した。また、「市民と野党の共闘を前進させながら、いかにして日本共産党の躍進を勝ち取るか」を今後の課題とした上で、共産党の綱領、歴史、理念の全体像を理解し、共産党を積極的に支持する者の拡大に向けた取組の抜本的強化及び党員拡大を根幹とした党勢拡大の2点に取り組む方針を示した。さらに、志位委員長は、12月の第3回中央委員会総会において、同選挙の重要な教訓の一つとして「選挙活動の日常化」を挙げ、比例代表選挙をあらゆる党活動の発展の軸に据えること及び後援会活動の抜本的強化を図ることの2点を示した。その上で、後援会活動の抜本的強化の取組の一つとして、インターネットやSNSで登録した者に対し、情報提供や双方向型の交流・発信を行い、選挙協力等を呼び掛ける「JCPサポーター」制度を発足させると報告した。

共産党は、今後、協力可能な野党との間で、選挙協力を推し進めながら、「野党連合政権」樹立に向けた合意形成に注力するものとみられる。

(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、平成29年5月1日、都内・代々木公園に約3万人（主催者発表）を集め、「戦争法廃止！許すな共謀罪！憲法改悪を許さない！」等のスローガンを掲げ、「第88回中央メーデー」を開催した。来賓として出席した共産党の志位委員長は、「野党と市民の共闘を発展させ、「市民連合」のみなさんともしっかりとスクラムを組んで、安倍政権を打倒し、新しい政治をつくろうではありませんか」などと訴えた。中央メーデーの集会後に行われたデモ行進には、共産党の国会議員や共産党本部職員らが参加した。

また、全労連は、7月27、28日の両日、都内で第55回評議員会を開催し、議長が「市民との共闘を強化し、たたかいを広げよう」と挨拶した上で、「運

動の力で国会内の劣勢を跳ね返し、改憲発議の断念、安倍政権退陣に追い込もう」と訴えた。

全労連は、30年も引き続き、平和安全法制やテロ等準備罪の廃止を訴える運動のほか、憲法改正に反対する運動に取り組むものとみられる。

5 大衆運動

(1) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、県内外の大衆団体等が、移設工事の中止等を訴え、連日、移設先のキャンプ・シュワブ周辺において抗議行動に取り組み、工事関係車両の通行に対し、道路での座込み、立ち塞がり、寝そべり等、危険な妨害活動を繰り返した。

平成29年4月25日に、キャンプ・シュワブの沿岸部の護岸工事が開始されたことを受け、沖縄県は、7月24日、沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁破碎等が行われることは確実な状況であるとして、国を相手に岩礁破碎等行為の差止め訴訟を那覇地方裁判所に提起した。こうした中、大衆団体等は、8月12日、那覇市内において約4万5,000人（主催者発表）を集め、「翁長知事を支え、辺野古に新基地を造らせない県民大会」を開催した。

また、大衆団体等は、県内の米軍基地の撤去等を訴え、普天間飛行場や北部訓練場の周辺等において抗議行動に取り組み、基地に出入りする車両への立ち塞がり等の妨害活動を行った。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、29年中、同県内の反基地運動に伴って発生した違法行為に関連して、通行中の工事車両を妨害するなどした道路交通法違反で14件14人、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等で12件延べ12人、基地関係者に暴行を加えるなどした暴行罪で4件延べ5人等の合計35件延べ36人を検挙した。

大衆団体等は、30年も引き続き、沖縄県内の普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

(2) 原子力政策をめぐり反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、毎週金曜日の首相官邸前での抗議行動に取り組んだ。また、大衆団体等は、平成29年3月20日、都内・代々木公

園に約1万1,000人（主催者発表）を集め、「いのちを守れ！フクシマを忘れない さようなら原発全国集会」を開催したほか、9月18日には、同所に約9,500人（主催者発表）を集め、「ともに生きる未来を！さようなら原発 さようなら戦争全国集会」を開催した。

関西電力は、5月17日に福井県の高浜発電所4号機を、6月6日に同発電所3号機をそれぞれ再稼働させた。大衆団体等は、これら再稼働に際し、同発電所の北門前や福井県庁前等で抗議行動に取り組んだ。

警察では、高浜発電所4号機再稼働当日の5月17日、同発電所敷地内に向けてロケット型ペットボトルを発射し、同発電所職員らの業務の遂行を困難にさせた男を翌18日、威力業務妨害罪で逮捕した（福井）。

9月11日には、経済産業省周辺で反原発運動に取り組む中、無許可のデモを指揮した男を集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例違反で逮捕した（警視庁）。

大衆団体等は、30年も引き続き、原子力発電所の再稼働、建設再開等の事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。

(3) 憲法改正等をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対等を主張し、日本国憲法の施行から70年となる平成29年5月3日、都内・東京臨海広域防災公園に約5万5,000人（主催者発表）を集め、「いいね！日本国憲法—平和といのちと人権を！—5・3憲法集会」を開催したほか、大阪府・扇町公園に約1万8,000人（主催者発表）を集め、「憲法こわすな！5・3おおさか総がかり集会」を開催した。

また、大衆団体等は、1月19日、国会議事堂周辺に約3,000人（主催者発表）を集め、自衛隊の南スーダン派遣に反対する抗議行動に取り組んだほか、6月10日には、国会議事堂周辺に約1万8,000人（主催者発表）を集め、テロ等準備罪を新設するなどの組織的犯罪処罰法の改正等に反対する抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は、30年も引き続き、憲法改正に反対する運動やテロ等準備罪の廃止を訴える運動に取り組むものとみられる。

(4) 反グローバリズム運動等

海外では、反グローバリズムを掲げる勢力等が、2017年5月にイタリア・

シチリア島で開催されたG 7タオルミーナ・サミットにおいて、「G 7 反対」、「資本主義を粉砕せよ」などと訴え、サミット会場近くで約1,000人を集めたデモに取り組み、一部の参加者は警察の規制線の突破を試みるなどして、警察部隊と衝突した。

また、7月にドイツ・ハンブルクで開催されたG 20ハンブルク・サミットでは、サミット開催の前日、「G 20サミットは、弱者を犠牲にする資本主義を象徴する会議だ」、「G 20をたたき潰せ」などと訴え、サミット会場近くに約1万2,000人を集め、デモに取り組んだ。このうち、黒装束をまとったブラック・ブロック（注）戦術を採る約1,000人が警察部隊と衝突し、ガラス瓶や石を投げたり、鉄製の棒で襲い掛かったりするなど暴徒化したほか、市内各地で商店の破壊や車両への放火、警察官への襲撃等を行った。さらに、サミット2日目には、サミット会場近くで約5万人を集めたデモに取り組んだ。G 20ハンブルク・サミットでは、一連の取組や暴動によって、一時拘束を含めて約400人が逮捕され、警察官約500人が負傷した。

一方、国内では、反グローバリズムを掲げる勢力が、平成29年5月に横浜市で開催された第50回アジア開発銀行（ADB）年次総会において、アジア諸国の団体とともに、「ADBの特権を剥奪せよ」などと訴え、現地に約40人（主催者発表）を集め、集会、デモに取り組んだ。

このほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）をめぐり、同勢力は、「開催返上」を目指し、1月下旬に大衆団体等とともに抗議ネットワークを結成した。その後、同ネットワークは、オリンピックに反対する海外の団体関係者を招聘して交流するとともに、集会や「フィールドワーク」と称する新国立競技場建設現場の視察等を行い、その一部をインターネット上で発信するなど、東京大会に反対する気運の盛り上げを図る取組を行った。

結成集会に先立ち、関係団体が都内で取り組んだデモでは、警備に当たる警察官に暴行を加えた参加者の男を公務執行妨害罪で逮捕した（1月、警視庁）。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、今後も国内外の諸勢力と連携しながら、経済のグローバル化を推進する主要な国際会議の開催を捉えて、抗

議行動に取り組むものとみられる。31年には、我が国で初めてG20サミットが開催されることから、海外の過激な勢力と連携し、違法行為を伴う過激な抗議行動に取り組むことが懸念される。

このほか、同勢力は、東京大会をめぐり、大衆団体等とともに、抗議行動を活発化させていくものとみられる。

(注) ブラック・ブロック

経済のグローバル化を推進する主要な国際会議の妨害等を目的として、黒い衣服やマスクを着用し、投石等の暴力行為を含む過激な抗議行動を行う者の集まり又はその抗議方法

(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動

南極海における我が国の鯨類科学調査に対して執拗かつ過激な妨害活動を繰り返した環境保護団体シー・シェパード (Sea Shepherd) は、平成28年度の新南極海鯨類科学調査を妨害するため、28年12月から29年3月までの間、新たに建造した高速船を含む抗議船2隻を南極海に派遣した。同団体は、調査船団を発見したが、我が国が水産庁監視船を派遣するなどの安全対策を講じたことで、抗議船は調査船団に接近できず、結果として、乗組員の安全を脅かすような妨害活動は行われなかった。

また、同団体は、和歌山県太地町のイルカ漁に反対するため、イルカ追い込み漁が行われる28年9月から29年2月までの間、前年度までと同様、同町に活動家を常駐させ、イルカ漁の様子をビデオ撮影して、イルカ漁に反対する主張をウェブサイト公表するなどの抗議活動に取り組んだ。

29年9月には、反捕鯨活動家らが、世界十数か国において、イルカ漁解禁に合わせて在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」に取り組んだほか、国内では、動物権利団体がこれに連帯し、各地でデモ等に取り組んだ。

和歌山県警察では、23年以降、「太地町特別警戒本部」を設置し、同町に設置した臨時交番を拠点に、関係機関と連携した警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施している。こうした中、同警察は、県内のレジャー施設において、イルカショーが行われているプールに飛び込み、イルカ漁に反対する内容の横断幕を掲げるなどして同施設の業務を妨害

した海外の動物権利団体の活動家ら3人を威力業務妨害罪で逮捕した（10月）。

また、警察は、法務省入国管理局等の関係機関と連携して水際対策を推進しており、29年中、同局によって、シー・シェパード活動家等2人が我が国への上陸を拒否された。

シー・シェパードは、8月、29年度の新南極海鯨類科学調査に対して、抗議船を派遣しない方針を表明した。また、9月には、和歌山県太地町にも活動家を派遣しないことを明らかにするとともに、これに代わり、日本で捕獲された鯨類を飼育する国内外の水族館に対する抗議活動を行っていく方針を表明した。

シー・シェパードを始めとする反捕鯨勢力は、今後も我が国の鯨類科学調査やイルカ漁をめぐる、様々な抗議活動に取り組むものとみられる。

第2 外事情勢

1 北朝鮮

(1) 一般情勢

ア 軍事・外政面

(7) 核・ミサイル開発動向

北朝鮮は、2017年中、I C B M級の「火星14」型や「火星15」型を含む様々な弾道ミサイルの発射を繰り返し行った。2月の新型弾道ミサイル「北極星2」型の発射後、3月には米韓合同軍事演習の開始5日後に「スカッドER」とみられる弾道ミサイル4発を同時に発射し、うち3発を我が国のEEZ内に落下させた。また、同月、北朝鮮は、「我々式の大出力エンジンの地上燃焼実験」に成功したと発表し、金正恩党委員長は「今日収められた巨大な勝利がいかなる画期的意義を持つのかを全世界が間もなく目にすることになるだろう」などと述べ、更なるミサイル発射を示唆した。

4月には、改良型や新型とみられる弾道ミサイルの発射を繰り返したが、いずれも失敗したとみられる。

5月には、新型とみられる中距離弾道ミサイル「火星12」型の発射を成功させるとともに、「北極星2」型を発射した。また、新型の「スカッド」とみられる弾道ミサイルの発射を成功させ、我が国のEEZ内に落下させた。

6月には、新型とみられる巡航ミサイルを発射した。7月には、I C B M級の「火星14」型を2度発射し、それぞれ我が国のEEZ内に落下させた。

8月には、「火星12」型を発射し、日本列島の上空を通過させ、約2,700キロメートル飛翔させた。

9月には、6回目となる核実験を実施した。実験後、北朝鮮は、「大陸間弾道ミサイル装着用水爆実験」に成功したと発表した。実験で生じた地震のマグニチュードが、北朝鮮の核実験によるものとしては過去最大の6.1であることなどから、水爆実験であった可能性も指摘されている。

また、6回目の核実験に対する国連安保理決議の採択3日後には、再び「火星12」型を発射し、日本列島の上空を通過させ、過去最長となる約3,700キロメートル飛行させた。

その後、約2か月間にわたり弾道ミサイルの発射は確認されなかったが、11月29日、北朝鮮はI C B M級の「火星15」型を発射し、我が国のE E Z内に落下させた。同ミサイルは、4,000キロメートルを大きく超える高度に達した上、約1,000キロメートル飛行したとみられる。

金正恩党委員長は、「火星15」型の発射における現地指導の際、「国家核武力完成の歴史的大業、ロケット強国偉業が実現された」などと述べた。

北朝鮮は、一連のミサイル発射や核実験を通じて、その能力を増強しており、その核・ミサイル開発は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものになっている。

(1) 外政関係

中国は、2017年2月、2016年11月に国連安保理が採択した北朝鮮からの石炭の輸入量等の制限を盛り込んだ決議（2321号）を受け、年内の北朝鮮からの石炭輸入の一時停止を発表した。北朝鮮は、これに対して、公営メディアで中国を批判するなどの反発を示した。

国連安保理は、2017年6月、2月からの北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射を受け、個人や団体の資産凍結や海外渡航禁止の対象を追加した決議（2356号）を採択した。

また、国連安保理は、8月、7月中に我が国のE E Z内に落下させた2度の弾道ミサイル発射を受け、北朝鮮からの石炭、鉄鉱石、海産物等の輸入禁止や北朝鮮人労働者の新規受入れ禁止を盛り込んだ決議（2371号）を採択した。北朝鮮はこれに対し、「朝鮮民主主義人民共和国政府声明」を発表し、強く反発した。

9月には、北朝鮮が6回目の核実験を実施したことを受け、国連安保理は、北朝鮮への原油や石油精製品の輸出量制限、北朝鮮からの繊維製品の輸入禁止、北朝鮮人労働者に対する労働許可の発給禁止等を

盛り込んだ決議（2375号）を採択した。同決議は、北朝鮮による6回目の核実験から9日目での採択であったが、原油や石油精製品の全面輸出禁止は見送られた。

9月にアメリカ・ニューヨークで開催された国連総会において、トランプ大統領は、「ロケットマンは自爆行為に走っている」、「北朝鮮の脅威により米国が自国や同盟国の防衛を迫られれば、北朝鮮を完全に破壊するしか選択肢がなくなる」旨演説し、北朝鮮が核・ミサイル開発を継続した場合の軍事行動を示唆した。北朝鮮はこれに対し、史上初となる「朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長声明」を発表し、「トランプが世界の面前で、私と国家の存在自体を否定して侮辱し、我が共和国をなくすという歴代で最も暴悪な宣戦布告をしてきた以上、我が方もそれに釣り合った史上最高の超強硬対応措置断行を慎重に考慮するであろう」などと表明したほか、「米国の老いぼれの狂人を必ず、必ず火で罰するであろう」などと報復を示唆し、米国及びトランプ大統領に対する対決姿勢を強めている。

米国は、9月22日、北朝鮮の建設・エネルギー・金融サービス・漁業・運輸業等、北朝鮮の港湾・空港の所有・管理・運営及び北朝鮮との一定の輸出入に関する業務に携わる個人及び団体並びにそのような取引を行う金融機関を対象とする予定の独自制裁を発表した。特に、外国金融機関に対して、「米国との取引を行うか、北朝鮮との取引を行うか選択する必要がある」と発言しており、北朝鮮と取引のある全ての企業の取引を遮断する意図があるとみられる。

北朝鮮の李容浩外相は、9月23日、国連総会の演説で、「我々の国家核戦力は米国の核の脅威を終わらせ、軍事侵攻を予防するためのものだ」、「核兵器保有という決断は米国に強制させられた避けられない選択肢だった」として、核兵器の保有を正当化し、「もし、米国とその従属国が我々の本部に斬首作戦や我が国への軍事行動の兆しを見せたら、無慈悲な先制行動による予防措置をとる」などと述べ、米国との対決姿勢を鮮明にした。

国連安保理は、12月、11月29日の北朝鮮による弾道ミサイル発射を

受け、北朝鮮への原油や石油精製品の更なる輸出量制限や北朝鮮人労働者の2年以内の本国への送還を盛り込んだ決議（2397号）を採択した。

なお、北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイルの発射や、6回目の核実験を受け、メキシコ、ペルー、クウェート及びスペインが北朝鮮大使の追放を決定したほか、台湾も北朝鮮との貿易の全面禁止を発表するなど、国際社会全体の北朝鮮への締め付けが強まりつつある。

イ 内政面

(7) 「新年の辞」における金正恩党委員長の発言

北朝鮮は、2017年1月1日、金正恩党委員長による「新年の辞」を発表した。2016年5月に36年ぶりに開催した第7回党大会で示した「国家経済発展5か年戦略」の遂行を最大の課題として提示し、「今年は、国家経済発展5か年戦略遂行で鍵となる意義を持つ重要な年である」とした。また、「一心団結」を「偉大な領袖と将軍の革命的遺産」と位置付け、「千万軍民が党の周囲に団結すべきである」旨呼び掛けた上で、「党事業と国家社会の生活の全ての分野における人民大衆第一主義の具現」を主張し、人民のための党であることを強調した。

(4) 最高人民会議の開催

北朝鮮は、2017年4月、最高人民会議第13期第5回会議を開催した。同会議では、朴奉珠^{パクボンジュ}内閣総理が、2016年の経済活動の総括と2017年の目標について報告を行い、2016年総括では、70日戦闘と200日戦闘等の増産運動により、「各部門が目標を超過した」などと評価した。2017年は、「科学技術部門に対する投資を増加し、原料や燃料、設備の国産化等により、米帝の超強硬制裁を科学技術の威力で断固粉碎する」旨訴えた。また、最高人民会議外交委員会の委員が選出された。

(ウ) 増産運動の継続

北朝鮮の朝鮮労働党中央委員会は、2017年1月25日、「我が人民の燃えるような愛国の熱意と高揚した闘争氣勢を一層高める」ため、2017年末に平壤で「万里馬^{マンリマ}先駆者大会」を招集することを発表し、人民に対し、2016年中の「70日戦闘と200日戦闘で収めた成果に満足すること

なく、継続革新、継続前進、連続攻撃する万里馬速度創造大戦の実施」を求めた。

(I) 朝鮮労働党中央委員会第7期第2回全員会議の開催

北朝鮮は、2017年10月7日、朝鮮労働党中央委員会第7期第2回全員会議を開催した。同会議では、金正恩党委員長が、核武力建設と経済建設を並行して進める並進路線の正当性を改めて主張するとともに、国連安保理による度重なる制裁決議の採択を受けて、現下の情勢について厳しい認識を示した。その上で、金正恩党委員長は、「党と人民大衆の一心団結」と「自力更正」、「科学技術の力」によって難局を克服すべきだと訴えた。また、党中央委員会政治局員、党中央委員会政治局員候補、党中央軍事委員会委員等が改選され、金正恩党委員長の実妹とされる^{キム ヨ ジョン}金与正氏が党中央委員会政治局員候補に補選された。

ウ 金正男殺害事件について

2017年2月13日、金正恩党委員長の異母兄である^{キム ジョンナム}金正男氏がマレーシアのクアラルンプール国際空港で殺害された。マレーシア警察は、事件に関与したとして北朝鮮国籍の男性1人及びベトナム国籍とインドネシア国籍の女性2人らを逮捕したほか、北朝鮮国籍の男性4人が犯行に関わった疑いがあるとして、ICPOに国際手配した。また、別の北朝鮮国籍の男性3人も重要参考人として、北朝鮮に捜査協力を求めている。事件の裁判は、現在も継続中であり、その真相は明らかになっていないが、犯行に関わったとされる北朝鮮国籍の男性4人の存在や、金正男氏の遺体から猛毒の神経剤「VX」が検出されたことなどから、北朝鮮工作機関の関与が疑われている。

エ 今後の見通し

北朝鮮は、2017年中、新型弾道ミサイルを始め、様々な種類の弾道ミサイルを発射し、過去最大規模の核実験を実施した。こうした結果から、北朝鮮の核・ミサイル技術は、確実に進展しているとみられる。

北朝鮮が核開発を推進するのは、過去に核を保有しないイラクやリビアが米国等による軍事介入を許した前例から、核を保有しなければ、国家を維持できないと認識しているためとみられる。

北朝鮮は、「米国の対朝鮮敵視政策と核の威嚇がなくなる限り、自衛的核抑止力を協議のテーブルに載せない」と主張しており、引き続き、更なる挑発行為を行う可能性が十分に考えられる。

(2) 朝鮮総聯

ア 北朝鮮との関係

朝鮮総聯は、平成29年中、北朝鮮の「光明星節」(故金正日国防委員長^{キムジョンイル}の誕生日である2月16日)、「太陽節」(故金日成主席^{キムイルソン}の誕生日である4月15日)、北朝鮮建国69周年(9月9日)等に合わせて訪朝団を派遣した。

4月15日、朝鮮総聯は、金日成生誕105周年に際して、慶祝中央大会を開催し、裵益柱副議長^{ベイクチュ}が金正恩党委員長^{ホジョンマン}への手紙を朗読したほか、許宗萬議長は、「故金日成主席の愛国遺産である総聯と在日朝鮮人運動の新たな全盛期を力強く開いていく」ことなどを強調した。

また、6月3日、朝鮮総聯は、中央委員会第23期第4回会議を開催し、30年に開催される第24回全体大会に向けた組織活動の強化を指示したほか、朝鮮総聯結成60周年に際して金正恩党委員長から送られた書簡の内容を貫徹するための方針と対策を討議した。これらの動向から、朝鮮総聯と北朝鮮の密接な関係が改めて明らかとなった。

イ 抗議・けん制動向

朝鮮総聯は、29年9月13日、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用から除外され、対象に指定されなかったことの是非をめぐる裁判で、学校側が敗訴したことに関連し、「不当判決」と批判したほか、「学ぶ権利の保障、差別反対」等を訴える報告集会を都内で開催するなど、抗議・けん制活動を展開した。

また、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用や補助金支給を主張し、街頭における宣伝活動や自治体に対する要請活動を行った。

このほか、金正男殺害事件を北朝鮮と結び付けて報じた報道機関に対する抗議等のけん制活動を行った。

ウ 今後の見通し

許宗萬議長は、29年の新年挨拶において、第24回全体大会を1年後に控え、「在日朝鮮人運動の新たな全盛期を開き、決定的な前進を遂げなけ

ればならない」などと強調したほか、朝鮮総聯活動家に対し、「同胞第一主義のスローガンを高く掲げ、常に同胞の中に入り、同胞と喜びも悲しみも一緒に分かち合いながら、同胞に滅私服務すべき」などと指示しており、朝鮮総聯は、第24回全体大会に向け、「在日同胞のための総聯」を掲げながら、金正恩党委員長の指示を貫徹すべく、組織強化を進めるものとみられる。

また、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用や補助金支給をめぐる問題等について、各種宣伝活動や要請活動を行うなど、親北朝鮮世論の形成を目指した活動を展開するとみられる。

(3) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、平成18年以降、独自の対北朝鮮措置を講じている。

政府は、29年4月7日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安保理の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長を決定した。

警察では、18年以降、これまでに37件の対北朝鮮措置に係る事件を検挙しており、29年中は、シンガポール及び中国・大連を經由して食品等を北朝鮮に向け不正に輸出した外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件（12月、京都・神奈川・新潟・島根・山口）を検挙した。

警察では、引き続き、関係機関と緊密な連携を図りつつ、徹底した取締りを推進していくこととしている。

2 北朝鮮による拉致容疑事案

(1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き

ア 政府の取組

政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠として、各種国際会議や各国との首脳会談を始めとするあらゆる外交上の機会を捉えて、拉致問題に関する理解を求めてきた。平成29年8月には、国連安保理において、北朝鮮に対す

る制裁を一層強化する決議が全会一致で採択され、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権・人道問題に対する国連安保理を含む国際社会の強い懸念が示された。また、9月には、安倍首相が国連総会に出席し、一般討論演説において、拉致被害者の横田めぐみさんの名前を挙げつつ、拉致問題について、被害者の一日も早い帰国のために全力を尽くす旨を表明するとともに、米国を始めとする多くの国の首脳と会談し、拉致問題の早期解決に向け理解と協力を求めるなどした。

イ 警察の取組

警察では、これまでに日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等8件に係る11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、更なる実行犯の特定及び指揮命令系統の解明に向けて全力を挙げている。

拉致容疑事案以外にも、警察が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として捜査・調査の対象としている者は全国で883人に上っている。警察では、同事案の真相解明に向け、25年3月に警察庁警備局外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が、継続して都道府県警察を巡回・招致し、捜査・調査の担当官への具体的な指導、同事案の現場の实地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。また、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を密にして、捜査・調査を行っている。さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、家族の意向等を勘案しつつ、DNA型鑑定資料の採取を実施しているほか（676人）、広く国民からの情報提供を求めるため、家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している（都道府県警察のウェブサイト：466人、警察庁のウェブサイト：458人）。

(2) 日朝協議の状況

平成26年5月、スウェーデン・ストックホルムで開催された日朝政府間協

議（局長級）の合意（以下「ストックホルム合意」という。）に基づき、北朝鮮は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始した。これを受け、政府は、7月、独自に講じていた対北朝鮮措置の一部（人的往来の規制措置、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港禁止措置等）を解除した。

その後、27年7月2日に北朝鮮から「包括的調査を誠実にやってきているが、今しばらく時間がかかる」旨の連絡を受けたことから、政府は翌3日に「今回の連絡は遺憾である」旨を伝えるとともに、ストックホルム合意に基づく迅速な調査を通じ、全ての拉致被害者の帰国を含む、日本人に関する全ての問題の解決を改めて強く求め、北朝鮮に対する働き掛けを強化したものの、その後の具体的な進展はなかった。

北朝鮮による2016年1月の核実験と2月の長距離弾道ミサイル発射を受け、政府は、2月、一部解除した措置の内容を含む独自の対北朝鮮措置の実施を決定した。これに対して北朝鮮は、全ての日本人に関する調査の全面的中止及び特別調査委員会の解体を表明し、その後も核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行動を繰り返した。政府は、北朝鮮に対し、ストックホルム合意を破棄する考えはないことを伝え、引き続き、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を強く求めるとともに、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、29年中、数次にわたり、更なる独自措置の実施を決定したが、現在までのところ、拉致被害者等の帰国は実現していない。

(3) 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、一体となって取り組んでいるところであり、警察としても、関係機関と緊密に連携を図りながら、拉致容疑事案及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた捜査・調査を強力に推進し、拉致被害者の家族や国民の期待に応えるよう、全力を尽くすこととしている。

3 中国

(1) 一般情勢

ア 尖閣諸島等をめぐる日中関係

(7) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

中国公船は、平成24年9月に政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島を取得・保有して以降、尖閣諸島周辺海域への接近を繰り返すようになり、29年12月31日までの間に、中国公船の領海侵入は計206日となった。

5月18日には、海上保安庁が、尖閣諸島周辺の領海に侵入した中国海警局の公船4隻のうち1隻の船首付近で、小型無人機とみられる物体1機が飛行していることを確認した。同諸島周辺において、こうした物体の飛行が確認されたのは初めてであり、航空自衛隊は、F15戦闘機を緊急発進させて対応した。

中国は、尖閣諸島周辺に公船等を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、「常態化」の既成事実を積み上げる狙いがあるものとみられる。

(4) 我が国の周辺海空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域以外においても、我が国の周辺海空域で活動を活発化させている。

平成29年7月2日、中国海軍の情報収集艦1隻が、北海道松前町沖の津軽海峡において、我が国の領海を約1時間半にわたり航行した。中国海軍が同海域で領海に侵入したのは初めてであった。

15日には、中国海警局の公船2隻が、長崎県対馬沖と福岡県沖ノ島沖の領海に相次いで侵入し、17日には、同じ公船2隻が、青森県^{へなし}蘆作崎沖の日本海と同県竜飛崎沖の津軽海峡において、領海侵入を繰り返すなど、尖閣諸島周辺海域以外でも中国公船による領海侵入が相次いだ。

また、8月24日には、中国軍の爆撃機「H6」6機が沖縄本島と宮古島との間の公海上空を通過して、紀伊半島沖まで飛行したほか、12月18日には、中国軍の爆撃機2機、戦闘機2機及び情報収集機1機が対馬海峡を通過して日本海を往復飛行するなど、我が国の周辺空域での中国軍機

の活動が活発化している。

イ その他の日中関係

(7) 歴史認識問題

2017年は、日中両国にとって、1972年の日中国交正常化から45年を迎える節目の年であると同時に、1937年に発生した「盧溝橋事件」から80年を迎える節目の年でもある。

2017年7月7日、北京市郊外で開催された全民族抗日戦争勃発80周年記念式典で、^{りゅううんざん}劉雲山政治局常務委員は、「侵略の歴史を否定し、美化する企ては歴史の進歩に逆行する」などと演説し、名指しは避けながらも、日本をけん制した。

また、8月15日の終戦記念日に、安倍首相を始め、日本の閣僚が靖国神社を参拝しなかったことについて、華春瑩外交部報道官は、「安倍首相が靖国神社を参拝していないことに留意する」などとしながらも、首相が自由民主党総裁として私費で玉串料を奉納したことについては、「靖国神社に供物を奉納したことにも留意している」などと述べた上で、「中国側は日本側に対し、侵略の歴史を適切に直視し、深く反省し、軍国主義と徹底的に一線を画し、実際の行動によってアジアの隣国や国際社会の信頼を得るよう促す」などと日本をけん制した。

(4) 日中首脳会談の開催

2017年7月8日、安倍首相は、G20ハンブルク・サミット出席のために訪問中のドイツ・ハンブルクで、^{しゅうきんべい}習近平国家主席と会談した。

両首脳の間は、2016年11月にペルーで開催されて以来、8か月ぶりであり、両首脳は、これまでの日中間の合意を基礎としながら、引き続き、日中関係の改善を進め、安定的な関係構築を進めていくことで一致した。

2017年11月11日、安倍首相は、APEC首脳会議出席のために訪問中のベトナム・ダナンで、習近平国家主席と会談した。両首脳は、同会談を新たなスタートとして、今後も意思疎通を継続していくことなどを確認した。

また、13日、安倍首相は、ASEAN関連会議出席のために訪問中の

フィリピン・マニラで、李克強^{りこくきょう}首相と会談した。両首脳は、「一帯一路」構想を含め、地域や世界の安定と繁栄に対する両国の貢献の在り方を議論していくことなどで一致した。

ウ 2期目を迎える習近平指導部

(7) 南シナ海をめぐる情勢

南シナ海の領有権主張をめぐることは、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所が2016年7月12日、中国が主張の根拠としてきた「九段線」について、フィリピンの主張を認め、「中国が主張する歴史的権利には法的根拠はない」などとする判断を示した。同判断が出た後も、中国は、南シナ海において、軍事拠点化の動きを継続しており、2017年12月14日、米シンクタンク「戦略国際問題研究所（CSIS）」は、中国が南シナ海に造成した人工島に大型格納庫や弾薬の貯蔵庫とみられる大規模な地下施設を建設したことなどを明らかにする分析結果を発表した。

一方、8月8日に閉幕した東南アジア諸国連合（ASEAN）関連の外相会議において、南シナ海問題に関し、紛争解決に向けた「行動規範（COC）」の枠組み草案が中国とASEAN加盟国との間で正式に合意されたものの、法的拘束力がないため、実効性に疑問符が付く内容となった。また、ASEAN加盟国からは、中国のペースで協議が進むことへの危機感も出た。

(4) 「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムの開催

2017年5月14日、15日の両日、中国が提唱したアジアから欧州に及ぶ巨大経済圏構想「一帯一路」に関し、「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムが中国・北京で初めて開催された。中国共産党機関紙「人民日報」は、同フォーラムについて「中国の開催する最高レベルの国際会議」と紹介した。同フォーラムの開幕式において、習近平国家主席は、「一帯一路」を「平和への道とし、協力と相互利益を核心とする新たな形の国際関係を構築しなければならない」などと訴え、中国が国際秩序の構築を先導するとの意欲を示した。また、保護主義的政策を掲げる米政権を念頭に、「あらゆる保護主義に反対する」、「公平な多国間の貿易体制の促進に努力する」との文言が盛り込まれた共同声明が採択された。

同フォーラムには、29か国の首脳や130か国以上から政府代表団、国際機関、企業等の代表約1,500人が出席したほか、日本からは二階俊博自民党幹事長等が出席した。

中国は、今後も、「一帯一路」沿線国に対して、豊富な経済力を背景に行う大規模なインフラ整備の支援等を通じて影響力を拡大し、中国主導の国際秩序の構築を目指すものとみられる。

(ウ) B R I C S 首脳会議の開催

2017年9月3日から5日までの間、ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカの新興5か国（B R I C S）による第9回首脳会議が、中国・アモイで開催された。習近平国家主席は、重要演説を行い、B R I C S の過去10年間の協力関係を評価した上で、「経済実務協力の推進」、「発展戦略のマッチング強化」、「国際秩序の更なる公正かつ合理的な方向への発展」及び「人文・民間交流の促進」の4点に尽力する必要性を強調した。

また、首脳会議後には、B R I C S 以外の新興国との協力等に関して、B R I C S の拡大方針を盛り込んだ「アモイ宣言」が採択された。

(イ) 社会統制の強化

2014年以降、中国は、治安維持を目的に「反スパイ法」、「国家安全法」、「反テロ法」及び「外国非政府組織国内活動管理法」を相次いで成立させ、社会統制を強めている。

2016年11月7日、全国人民代表大会は、「中華人民共和国网络安全法（サイバーセキュリティ法）」を採択し、2017年6月1日に施行した。同法は、サイバー空間のネットワークを利用して国家の安全を脅かす行為等を禁止しており、中国メディアは、8月、中国当局が同法に基づき、SNSを運営する騰訊（テンセント）、新浪（シナ）及び百度（バイドゥ）に対し、暴力やテロ、虚偽、ポルノ等、国家の安全や社会秩序を脅かす情報を流すユーザーがいるとして、調査を開始したと報じた。9月、北京市と広東省の当局は、ポルノやテロ等の当局が禁止する情報を放置したとして、これら3社に対し、罰金処分及び利用者の発信する情報の管理を厳しくするよう求める行政処分を下したと発表した。

(カ) 全国人民代表大会の開催

2017年3月5日から15日までの間、第12期全国人民代表大会第5回会議が開催された。李克強首相は、5日、政府活動報告の中で、2016年の活動について、「習近平同志を核心とする党中央の力強い指導の下、全国の各民族人民は、困難に立ち向かい、互いに励まし合って前進し、経済・社会の持続的で健全な発展を推し進めた」などとの認識を示した上で、2017年の経済成長率目標を「6.5%前後」と公表した。中国政府による経済成長率目標の引下げは3年連続となった。

また、李克強首相は、同報告の中で、香港及び台湾の独立を強くけん制したほか、軍改革の継続による軍の強化や、海、空及び国境の防衛・警備並びに管理を強化する方針等を示した。

(カ) 2期目の習近平指導部が発足

2017年10月18日から24日までの間、中国共産党第19回全国代表大会(党大会)が開催され、習近平総書記の名前を冠した「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」を行動指針に追加する党規約の改正案が採択された。歴代の最高指導者の中で、名前を冠した政治理念が行動指針として党規約に明記されたのは、毛沢東、鄧小平もうたくとう とうしょうへいに次いで3人目となる。

また、党大会閉幕日の翌日に開催された中国共産党第19期中央委員会第1回全体会議(一中全会)では、習近平総書記を始めとする新たな7人の政治局常務委員(最高指導部)が選出され、2期目の習近平指導部が発足した。

エ 人民解放軍の動向

(7) 国防・軍改革の動向

中国共産党は軍の掌握が権力の源泉となっているとされ、習近平中央軍事委員会主席は、建国以来最大規模とも評される軍改革に取り組むことにより、軍に対する直接的な指導の強化を図っている。

2016年1月、中央軍事委員会の総参謀部、総政治部、総後勤部及び総装備部の4総部は、7つの部(庁)、3つの委員会及び5つの直属機関の合計15の職能部門に改められた。2月には、人民解放軍のこれまでの「七大軍区」が廃止され、「東部戦区」、「南部戦区」、「西部戦区」、「北

部戦区」及び「中部戦区」が新たに編成された。

2017年4月27日、楊宇軍^{よううぐん}国防部報道官は、記者会見で、人民解放軍の国内5戦区に所属する集団軍について、18から13に再編することを発表した。楊宇軍国防部報道官は、「機動作戦部隊を全体的に一新するものであり、我が軍の量から質への転換を進める上で重要な意義がある」などと強調した。

7月30日、人民解放軍は、建軍90周年となる8月1日を前に、内モンゴル自治区の「朱日和訓練基地」で大規模な閲兵式を実施した。迷彩服姿で閲兵した習近平中央軍事委員会主席は、建国に果たした軍の役割を評価した上で、「中華民族の偉大な復興」に向け、「歴史上、強大な軍の建設が今以上に必要になった時期はない」などと強調した。閲兵式では、核搭載可能な最新のICBM「東風31AG」（射程1万キロメートル以上）が初公開されたほか、ステルス性能を有する最新鋭戦闘機「殲20」も披露された。建軍記念日に合わせた閲兵式は初めてであり、前回開催（2015年）からの間隔も短いなど異例づくめとなった。今回の閲兵式は、習近平中央軍事委員会主席による軍改革の成果や軍の近代化を強調しており、5年に1度の中国共産党大会を前にして、習近平中央軍事委員会主席の軍掌握を誇示したものとみられる。

(イ) 中国軍初の海外基地建設

2017年7月11日、中国国防部は、アフリカ東部ジブチで建設を進めていた補給基地の創設を宣言し、広東省湛江の軍港で駐留部隊の出陣式を行った。同基地は、人民解放軍初の海外基地となり、欧米諸国は、中国による中東等での軍事プレゼンス拡大に向けた拠点作りとみて、警戒を強めている。

(ウ) 国防予算の増加

2017年3月6日、中国財政部は、2017年予算案の国防費が前年実績比7.1%増の1兆225億8,100万元（約16兆8,000億円）であると発表した。財政部当局者は、「国民経済の発展水準と国防建設の必要に基づき、国防費を確定した」などと述べた。国防費の伸び率は、2年連続1桁台になったものの、国防費総額は米国に次ぐ第2位で、日本の平成29年度防

衛予算案の3倍以上となっており、中国の軍拡路線に変更はないものとみられる。

オ 台湾・香港情勢

(7) 台湾情勢

2017年5月19日、蔡英文^{さいえいぶん}総統は、総統就任1周年を翌日に控え、総統府で「2017年海外華字メディア関係者帰国参観・訪問団」と会見した。蔡総統は、会見で、「このところ、少なからぬ世論調査で、多くの国民は私を支持しているものの、私に対する不満も示していることが明らかになっている。これらについて、私は虚心坦懐に受け入れる」などと述べた上で、「私は、就任した際、これまで向き合おうとした人がいなかった問題が国にはこれほど多くあるのだということ認識し、すぐに必ずこれらの事を全力でしっかりやらなければならないと自分に言い聞かせた」、「私は、改革が迅速に行われることを多くの人が望んでいることを知っている」、「現在行っているのは、過去の何人かの総統がやろうと思ってもやるができなかった改革である」などと述べ、改革への意欲を示した。

一方、中国国務院台湾事務弁公室の安峰山^{あんほうざん}報道官は同日、兩岸関係に関し、「この1年間、台湾情勢には重大な変化が生じ、兩岸関係は日に日に緊張し、平和的発展の成果は失われ、同胞の切実な利益は損なわれている。この局面は、完全に民進党当局が専らもたらしたものである。民進党当局は、「92年の共通認識」を認めず、兩岸がいずれも1つの中国に属することを認めず、兩岸関係の根本的な性質というこの核心的問題を回避し、兩岸の共通の政治的基礎を損ない、兩岸関係の平和的発展の良好な勢いを破壊している」などと述べ、蔡英文政権を批判した。

(4) 香港情勢

2017年7月1日、香港が英国から中国に返還されてから20周年となることを記念した式典が、香港中心部で行われた。式典に出席した習近平国家主席は、演説で、香港に高度な自治を認めるとした「一国二制度」に関し、「世界が認める成功を収めた。変わり得ないし、揺るがない」などと述べ、中国政府の干渉で制度が形骸化しているとの批判を否定し

た。さらに、習近平国家主席は、「一国二制度」の根本が一国にあることを強調し、「国家の主権と安全に挑戦するのは、絶対に許すことはできない」などと述べ、香港の独立等を唱える勢力に対して厳しい姿勢を示した。習近平国家主席の演説の前には、香港政府のトップである行政長官ら新閣僚の就任式が行われ、3月の選挙で行政長官に当選した親中派の林鄭月娥^{りんていげつが}氏が、習近平国家主席に向かって就任の宣誓を行った。

一方で、同日、香港中心部では、民主派団体の主催による「一国二制度」の危機を訴えたデモが行われ、主催者発表で6万人が参加した。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

2017年3月29日、米連邦検察当局は、中国の情報機関員と接触したことを報告せず、米当局の外交情報の提供等と引換えに金品を受け取ったとして、米国務省の女性職員を訴追したことを明らかにした。訴状によると、同職員は2011年以降に、数万ドル相当の金品を受け取り、中国に関連した経済政策や外交機密等の米当局の情報の提供を求められたとされる。

また、米司法省は、6月22日、中国情報機関に機密を流出させたとして、スパイ容疑で米国籍の男性を訴追した。同省によると、同男性は、コンサルタントとして、米国務省を含む複数の政府機関や軍関係の請負企業で勤務した経験を持ち、過去には機密情報にアクセスする権限を与えられていた。そして、3月及び4月に、中国・上海で上海社会科学院職員を名乗る男性らに接触し、報酬と引換えに最高機密指定文書1件及び機密指定文書2件を手渡した疑いがあるとされる。

このほか、台北地方法院は、9月15日、中国のスパイとして「国家安全法」違反罪に問われた中国籍の元留学生の男性に対して、懲役1年2か月の実刑判決を下した。同男性は、2016年9月に台湾の大学院を修了して中国に帰国した後、2017年2月に台湾を再び訪問していたが、台湾の外交部に勤務する男性に1万ドルの提供を持ちかけ、中国当局者に引き合わせようとしていたなどとされる。

イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において多様な情報収集活動等を行っていることが明ら

かになっており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等、各界関係者に対して積極的に働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

特に、最近では、中国国内で深刻化する環境汚染や高齢化等の問題に関して、中国政府関係者が、これらの分野の先端科学技術を有する我が国の企業を積極的に訪問するとともに、あらゆる機会を通じて、中国企業との合併や中国への進出を働き掛けるなどの動向がみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

4 ロシア

(1) 一般情勢

ア 日露関係

(7) 日露間の対話は継続

我が国は、ウクライナ危機以降、欧米諸国と足並みをそろえる形でロシアに対して各種制裁を行っている一方で、日露間で今日に至るまで平和条約を締結していないのは異常な事態との認識の下、北方領土問題の解決を含む平和条約締結等について、ロシアとの間で対話を続けている。

2016年12月に、プーチン大統領が7年ぶりに来日して行われた日露首脳会談では、北方四島における共同経済活動を行うための特別な制度に関する協議を開始することで合意したほか、両国の安全保障会議間の対話や防衛交流を継続することなどで一致した。

2017年4月に、ロシア・モスクワで行われた日露首脳会談では、2016年12月の日露首脳間の合意事項の具体的な進展として、北方四島における共同経済活動に関する官民現地調査団を派遣することなどで一致した。

2017年7月に、G20ハンブルク・サミットに際してドイツ・ハンブル

クで行われた日露首脳会談では、2016年12月の日露首脳間の合意事項の実現に向けた着実な取組を通じて両国の信頼を深めることが平和条約の締結につながるとの共通認識の下、平和条約締結問題を中心に議論を行った。

2017年9月に、東方経済フォーラムに際してロシア・ウラジオストクで行われた日露首脳会談では、北方四島における共同経済活動に関し、2016年12月の日露首脳間の合意事項の具体的な進展として、早期に取り組むプロジェクトとして海産物の共同増養殖プロジェクト等5件の候補を特定した上で、双方の立場を害さない法的枠組みを検討し、できるものから実施していくことで一致した。

2017年11月に、APEC首脳会議に際してベトナム・ダナンで行われた日露首脳会談では、北方四島における共同経済活動に関し、プロジェクトを具体化するための検討を加速させることで一致した。

日露間の対話は、今後も継続していくものとみられる。

(イ) 北方領土問題をめぐる動向

我が国との間で首脳間の対話が続く中、ロシアは、北方領土の返還を求める日本に対し、硬軟織り交ぜた外交姿勢を見せた。ラヴロフ外相は2017年1月の年頭記者会見で、2016年12月のプーチン大統領訪日を実現させないよう日本に圧力をかけたなどと米国を批判しつつ、日露首脳会談について評価し、日露首脳間で合意した北方四島での共同経済活動の実現を重視する考えを示した。

他方、ロシアは、2017年2月、北方領土の無人島に旧ソ連軍幹部等の名前を付けることを決定したほか、2017年中に北方四島を含み得る諸島に新たな師団を配備する方針を明らかにするなどした。また、6月には、プーチン大統領が、北方領土を日本に引き渡した場合、日米安保条約に基づき米軍基地やミサイル防衛の施設が置かれる可能性があり、これは絶対に受け入れられないなどと述べ、領土問題をめぐる我が国の要求を強くけん制した。

9月の日露首脳会談では、北方四島における共同経済活動について、双方の立場を害さない法的枠組みに関して検討を進めることなどで一致

したが、その後、ロシアが8月に色丹島に一方的に指定した経済特区について、2か月間は日本の投資家の参加を待つが、それ以降は第三国の投資家の参加を募るとして、飽くまでロシアの法律の下での参入を早期に進めるよう迫った。

今後、ロシアは、我が国に対し、硬軟織り交ぜた対応を行うものとみられる。

(ウ) 日露間の経済協力をめぐる動向

日露間では、両国の経済協力の強化に向けた動きが進められている。2017年7月にロシア・エカテリンブルクで開催された国際的な産業見本市「イノプロム」には、我が国から2016年の約20倍に当たる約170の企業及び団体が出展したところ、プーチン大統領が日本企業パビリオンを視察するなど、ロシア側の日本企業に対する関心の高さがうかがわれた。

9月の日露首脳会談で両首脳は、改正租税条約の署名、8項目の「協力プラン」全体に関わる事項として国際協力銀行（J B I C）等による10億ドルの共同投資枠組みの設立、デジタル経済の実現に向けた協力等の成果を歓迎し、「協力プラン」の具体化を更に進め、互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致した。

今後、ロシア側が高い関心を示す中、両国の経済協力の強化に向けた動きが継続していくものとみられる。

イ ロシア対外情勢

(7) 米国情勢

2016年12月、米国のオバマ大統領（当時）は、ロシアが米大統領選挙でサイバー攻撃をしていた報復として、米国駐在のロシア外交官35人の国外退去処分等の措置を執った。

また、2017年1月、米国は、このサイバー攻撃について、ロシアのプーチン大統領が指示したとする調査報告書を公表し、ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）がヒラリー・クリントン候補を中傷してドナルド・トランプ候補（当時）の当選確率を高める目的でサイバー攻撃で入手したデータを内部告発サイト「ウィキリークス」に渡したなどと指摘した。トランプ氏は、当初、ロシアの関与についての評価は避け、選挙

の結果に全く影響がなかったことを強調するなどして、ロシアとの関係改善を模索する意向を示したが、ロシアのペスコフ大統領報道官は、「全く根拠の無い非難が素人の感情的レベルで行われた。情報機関の高度な専門家が行うことではない」などと批判した。

4月には、米国が、ロシアが支援するシリアのアサド政権が化学兵器を使用したとして同政権軍をミサイル攻撃し、両国の関係は「史上最低」と言われるまでに悪化したが、5月には、トランプ大統領とプーチン大統領との間で電話協議が行われ、さらに、トランプ大統領とラヴロフ外相との会談では、シリア問題の解決に向けた連携を図り、悪化した米露関係を改善していくことで一致した。7月にG20ハンブルク・サミットに際してドイツ・ハンブルクで行われたトランプ大統領とプーチン大統領の初会談では、シリア南西部での停戦を実施することで合意した。

こうした中、8月には、米国で、ロシアのウクライナ侵攻や米大統領選挙にサイバー攻撃で介入したことなどを理由とする経済制裁を柱とする対露制裁強化法が成立した。これに対しロシアは、同国内の米外交官らを755人減らすという対抗措置を実施した。

米露関係は、対立が深刻化しており、改善の見通しが立たない状況が続くものとみられる。

(4) シリア情勢

2011年にシリアのアサド政権が反体制派デモを徹底弾圧したことを機に同国で内戦が始まり、ロシアがアサド政権を支援する一方、欧米諸国等が反体制派を支援するなどしたため、内戦が激化した。こうした中、ロシアは、2015年9月、アサド大統領から軍事支援の要請を受けたことを契機に、I S I L掃討を名目に軍事介入を行った。その後もシリアでは、I S I L、アサド政権、反体制派等が入り乱れる内戦状態が続いた。

国連安保理は、2016年12月、シリア北部の都市アレッポでアサド政権軍と反体制派の間で続く戦闘をめぐり、7日間の停戦を求める決議案を採択したが、アレッポはロシアに支援されたアサド政権軍が攻勢を強める地域であり、ロシア及び中国が拒否権を行使したことにより否決された。その後、シリアの反体制派は、ロシアとの間で、最大拠点であった

アレッポから撤退することを条件とする停戦案に合意した。この停戦合意を完全に履行させるため、2017年1月には、カザフスタンの首都アスタナで和平協議が開かれ、ロシア、イラン及びトルコによる停戦監視の仕組みを設けるとした共同声明が発表された。

4月に、米国が、シリアのアサド政権による化学兵器使用疑惑を受けた措置として、シリアの空軍基地に向け、地中海に展開中の駆逐艦から巡航ミサイル59発を発射したことに対して、ロシアは、「主権国家に対する侵略であり、国際法違反と考えている」とのプーチン大統領の見解を発表した。また、この問題について、国連安保理が、シリア政府に化学兵器使用の調査を求める米英仏作成の決議案を採決したが、ロシアが拒否権を行使したことにより否決された。ロシアがシリア問題で拒否権を行使するのは2011年以降8回目となった。

これにより、シリアをめぐるロシアと米国等との立場の相違が鮮明となったが、5月には、ロシア、イラン及びトルコが、安全地帯創設を柱とする停戦で合意したほか、7月には、米露が歩み寄り、米露両国及びヨルダンがシリア南部における停戦で合意した。

9月には、ロシア、イラン及びトルコが、反体制派の最大拠点となっているシリア北西部のイドリブ県に停戦監視団を合同で派遣することで合意したが、その後、ロシア軍とアサド政権軍が合同で同県に空爆を行った。

11月には、プーチン大統領が、ロシア・ソチでアサド大統領と会談し、シリア内戦を早期に終結させ、政治的な解決に向け協力する方針を確認したことなどから、今後もロシアは、アサド政権を積極的に支援していくものとみられる。

(ウ) ウクライナ情勢

2014年2月のウクライナのヤヌコーヴィチ政権の崩壊後、ロシアは、ロシア系住民の多いクリミアを併合したほか、ウクライナ東部において、ウクライナからの独立を求めて政府軍と戦闘する親ロシア派武装勢力の活動を支援するなど、ウクライナへの影響力維持に向けた政策を継続させた。このような中、2015年2月、ベラルーシ・ミンスクにおいて、ド

イツ、フランス、ロシア及びウクライナの4か国の首脳会談が実施され、親ロシア派武装勢力とウクライナ政府軍の間での停戦の合意（ミンスク合意）がされた。しかしながら、その後も停戦合意が履行されない状況が続き、ウクライナ東部における交戦は散発的に発生した。

2017年2月、米国のティラソン国務長官がラヴロフ外相と会談し、ミンスク合意の完全な履行をロシア側に求めた。また、米国は、6月、ウクライナ東部で続く紛争に関与したとして、ロシア政府当局者2人を含む38の個人・団体を制裁対象に指定したと発表したほか、欧州連合（EU）は、ロシアのクリミア併合を受けて発動していたクリミア製品の輸入禁止等の制裁を1年間延長した。

こうした中、8月には、ドイツ、フランス、ロシア及びウクライナの4か国による和平協議で新たな停戦に合意したほか、9月には、プーチン大統領が、ドイツのメルケル首相と電話会談し、欧州安保協力機構（OSCE）の停戦監視活動を警護するための国連平和維持活動（PKO）部隊をウクライナの紛争地帯に派遣することを提案したことなどから、今後もロシアは、ウクライナ紛争の停戦合意交渉から米国を排除して主導権を握るとともに、経済制裁の解除を狙って欧州各国への接近を進めつつ、クリミア併合の既成事実化を図っていくものとみられる。

ウ ロシア国内情勢

2018年3月にロシア大統領選挙が予定されている中、SNS等を通じた呼び掛けに応じた10代から20代の若者が多く参加する反政権運動が、ロシア全土で広がりを見せた。2017年2月には、ロシアの反プーチン政権の野党指導者ネムツォフ元第一副首相が何者かに殺害されてから2年を迎え行われた追悼デモには、約1万5,000人が参加した。

また、3月には、ロシア各地で、野党指導者ナバリヌイ氏の呼び掛けるデモが行われ、モスクワ市内には1万人以上が集まった。その後も、プーチン大統領を始めとする政権幹部に対する抗議デモがロシア全土で散発的に行われた。これに対し、政権側は、大量の治安部隊を投入して取締りを強化するなどの対策を進めた。

他方で、9月には、ロシア大統領選挙の前哨戦しやうとも言われる統一地方

選挙が実施され、首長選挙が行われた16の州や共和国等の全てにおいて、政権与党である「統一ロシア」の候補が勝利したが、投票率は知事選挙の平均で36%と低迷し、有権者の選挙への関心の低さが鮮明となった。

12月には、プーチン大統領が、2018年3月のロシア大統領選挙への出馬を表明した。

(2) ロシアによる対日諸工作等

2017年3月、米国司法省は、2014年に米国インターネット検索大手ヤフーがサイバー攻撃を受け、少なくとも5億件の個人情報流出した事件で、ロシア連邦保安庁（F S B）職員2人を含む4人をハッキング等の罪で起訴したと発表した。

また、エストニアの裁判所は、5月、エストニアに居住するロシア人に対して、ロシア連邦軍参謀本部情報総局（G R U）に雇われ、2013年から2017年1月に逮捕されるまでの間、エストニアの国家安全保障関連施設等に関する情報収集を行ったとして、禁錮5年の有罪判決を言い渡した。

これまで我が国においても、ロシア情報機関員が、在日ロシア大使館員や在日ロシア通商代表部員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っており、近年では平成27年12月、元陸上自衛隊幹部が情報機関員とみられる在日ロシア大使館付武官（当時）に対して陸上自衛隊の部内資料を渡したことを受けて、警視庁が同人らを自衛隊法違反で検挙した。

こうした中、プーチン大統領は、2017年6月、ロシア対外情報庁（S V R）本部で開催されたロシア非合法諜報95周年の祝典に出席し、「一度ならず、彼らが得た情報と、巧みに履行された任務は、文字通り歴史の流れを変え、国民を脅威から守り、平和を保った。私は、非合法諜報部門を含め、あなた方の同僚が用意した資料を定期的に受け取っている。非合法諜報95周年を祝し、この場にいる全員及び我々の同僚全員のほか、現在、外国で勤務しているエージェント達に対しても健康、成功、そしてロシアの更なる名譽のため、勝利を祈念する」などと祝辞を述べて機関員らを鼓舞した。

このように、ロシア情報機関は、世界各地において依然として活発に活動しており、我が国においても、引き続き、在日ロシア情報機関員による活発な活動が展開されるものとみられる。警察では、我が国の国益が損なわれる

ことのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

(1) 国際情勢

ア イラン

2017年5月19日、第12期大統領選挙が行われ、対話路線を訴えて国民の支持を得たローハニ大統領が再選を果たした。8月3日、ハメネイ最高指導者の認証を受け、ローハニ政権（2期目）が発足した。認証式でハメネイ最高指導者は、世界との相互交流を優先事項の1つに挙げ、ローハニ大統領も、対話路線の継続を訴えた。

2016年1月16日、国連の常任理事国（米国、英国、フランス、ロシア及び中国）にドイツを加えた6か国とのイラン核開発問題をめぐる合意以降、イランは同合意を遵守しているとされており、フランス、ドイツを始めとする欧州各国との間では、航空機を始め、天然ガス開発や鉄道建設に関する大規模な投資契約が結ばれるなど経済関係が深まっている。もっとも、イランの弾道ミサイル開発計画や周辺諸国への介入に対しては、フランスを中心として、覇権主義的な傾向がみられると懸念を表明している。

一方、米国との関係は、緊張した状態が継続している。2017年1月29日、イランが、トランプ大統領就任後初めてとみられる弾道ミサイルの発射実験を行うと、米国は、イラン、レバノン、中国等の25の団体・個人に追加制裁を課した。このほかにも、イランによる弾道ミサイル開発等に対して、米国は追加制裁を続けて課しており、これに対し、7月26日、ローハニ大統領は「米国が新たに対イラン制裁を発動した場合は報復する」と発言した。8月2日、トランプ大統領が、イランの弾道ミサイル開発等に対する制裁強化法案に署名すると、13日、イラン国会は、弾道ミサイル開発、革命防衛隊強化等のための追加予算（約570億円）を圧倒的多数で承認した。また、サウジアラビアが迎撃したとするイエメ

ンの反政府組織フーシ派が発射したミサイル（11月4日、12月19日）について、米国はその残骸にイラン製であることを示す特徴があるとした一方、イランはフーシ派への武器提供を強く否定した。

ローハニ政権（2期目）の国防軍需大臣は、革命防衛隊、イラン軍等に対し、弾道ミサイル計画及び防空を含むあらゆる軍事分野における支援を行うと強調し、弾道ミサイル開発を継続していくことを明らかにしている。イランは、引き続き弾道ミサイルの発射実験を行うなど、国防を名目とした弾道ミサイル開発を強化するとみられる。

イ 北朝鮮

我が国を含む関係各国及び国際社会は、累次にわたり、北朝鮮に対し、関連の国連安保理決議の完全な遵守とともに、核実験や弾道ミサイル発射等の挑発行為を決して行わないよう強い警告を示して求めてきた。しかしながら、北朝鮮は2017年9月に6回目の核実験を行ったほか、ミサイルを我が国の上空を通過させ太平洋上に着弾させるなど、挑発行為を続けている。

ウ 国際的な取組

我が国は、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため国際法・各国国内法の範囲内で執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想」（以下「P S I」という。）に、発足当初から積極的に参加している。

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における重大な脅威となっている情勢を踏まえ、我が国の阻止能力及び関係機関・関係国間の協力を向上させるため、2017年9月6日から9日までの間、オーストラリアが主催するP S I海上阻止訓練（Pacific Protector 17）に参加した。

(2) 不正輸出対策の推進

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進している。警察は、これまでに36件の大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件を検挙しており、平成29年中には、核兵器の開発・製造に使用されるおそれのある真空

吸引加圧鑄造機をイラン向けに不正輸出した外為法違反事件（2月、警視庁）及び大量破壊兵器等の開発・製造に使用されるおそれのある炭素繊維製造装置の一部を中国向けに不正輸出した外為法違反事件（3月、広島・愛知・石川）、軍事転用可能な航空機搭載用赤外線カメラを中国向けに不正輸出した外為法違反事件（11月、警視庁）を検挙した。

これまでに検挙した事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れ目的での輸出品目や輸出名義人の偽装が確認されるなど、その手口は悪質・巧妙化している。

警察では、国内外の諸情勢を的確に把握・分析し、関係機関と緊密な連携を図りつつ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしている。

6 不法滞在対策

平成29年の訪日外国人旅行者数は約2,869万人（日本政府観光局推計値）で、28年（約2,404万人）と比較して約465万人増加し、5年連続で過去最高を更新した。

29年中に偽変造旅券等行使による不法入国等（注1）で検挙された者の数は44人で、28年（52人）と比較して8人減少した。このような偽変造旅券等行使による不法入国等事犯の検挙人員は15年から19年までの間は毎年1,000人以上の高水準で推移していたが、近年、減少傾向が続いている。

一方、偽造技術の向上により精巧な各種偽造証明書が出回っているほか、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されている。また、入国管理局により外国人個人識別情報認証システム（以下「BICS」という。（注2））が導入された19年11月以降、退去強制歴のある者が、指先を刃物で傷つけるなど指紋を偽装して入国した事案も発生している。

29年6月末時点の在留外国人数は約247万人で、28年末（約238万人）と比較して約9万人増加した。政府は外国人労働力の受入れを拡大してきており、今後も在留外国人数の増加が見込まれる。

29年7月1日現在、我が国における不法残留者の数は、約6万5,000人であ

り、1月1日と比較して約500人減少した。しかし、国籍別ではベトナムが大幅に増加し、在留資格別では特定活動、留学、技能実習及び短期滞在が、それぞれ増加した。また、技能実習生については、29年上半期の失踪者数が約3,200人とされている。不法残留者や失踪した技能実習生の多くは、不法に就労しているとみられるが、警察や入国管理局による摘発を逃れるために、偽造された文書等を使用して在留資格を偽り、不法に就労する外国人が存在するほか、雇用する側においても、虚偽の帳簿等を作成し、組織的に不法就労の事実を隠蔽^{べい}する事例が認められるなど、不法滞在・不法就労の手口は悪質化・巧妙化している。

このような中、警察が入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、29年中における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡人員の合計は3,642人となった。

警察においては、今後も不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券・在留カード等の偽変造、偽装結婚、不法就労等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしている。

(注1) 偽変造旅券等を行使した船舶利用を除く不法入国、不法上陸、不法残留及び一部の旅券不携帯（偽変造旅券使用の事実を認めても、不法入国・上陸時に使用した偽変造旅券が押収されず、旅券不携帯のみ立件したもの）

(注2) B I C S : Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略
来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係機関が保有する
要注意人物等に係る情報を照合するシステム

第3 国際テロ情勢

1 イスラム過激派

(1) I S I L

I S I Lは、2014年にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くのイスラム教徒を世界中から引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたが、2017年中、両国における支配地域の大部分を失った。

イラクでは、象徴的な拠点であった北部の都市モスルを始めとする主要な拠点都市が、2017年中、米国を中心とする「対I S I L有志連合」による空爆、軍事指導等の支援を受けたイラク軍及び民兵組織によって奪還され、12月9日、イラクのアバディ首相は、I S I L掃討作戦に関し勝利宣言を行った。

シリアでは、I S I Lの事実上の首都とも言われてきた北部の都市ラッカが、同じく「対I S I L有志連合」による支援を受けたクルド人を中心とする民兵組織によってI S I Lから解放されたほか、東部の都市デリゾールが、ロシアやイランの支援を受けたシリア政府軍によって奪還された。11月9日、シリア政府軍が、I S I Lに勝利したと宣言し、12月7日には、ロシア国防省が、シリアにおけるI S I L掃討作戦の完了を発表した。

このように、I S I Lは、軍事面での劣勢が顕著であるが、その残存勢力が依然としてシリア国内で活動している。I S I Lは、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対I S I L有志連合」参加国、ロシア、イラン等に対するテロを実行することや、爆弾や銃器が入手できない場合にはナイフ、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けてきており、2017年中も、これらに呼応したとみられるテロ事件が発生した。加えて、I S I Lは、インターネットを活用してこれらのテロ事件を称賛するとともに、効果的な作戦として推奨するなどして、更なるテロの実行を呼び掛けている。

イラク及びシリア以外の国、地域における親I S I L勢力のうち、フィリピンの親I S I L勢力は、5月、ミンダナオ島に所在するマラウィの一

部を占拠し、長期間にわたり政府軍との戦闘を続けた。この事案を受け、フィリピン政府は戒厳令を布告した。

イラク及びシリアで I S I L が大部分の支配地域を失ったことや、各国がイラク及びシリアへの外国人戦闘員の渡航を規制する措置を講じたことなどにより、I S I L に参加するためイラク及びシリアに渡航する外国人戦闘員の人数は減少しているとみられる。今後、外国人戦闘員が自国に戻り又は第三国に渡航してテロを行うことが懸念されるほか、アフガニスタン、イエメン、リビア等のイラク及びシリア以外の紛争地域が多数の外国人戦闘員を引き付け、当該地域の紛争を激化、長期化させたり、当該地域から世界中に過激思想を拡散させたりすることが懸念される。

フィリピン南部におけるフィリピン当局との戦闘で死亡した者には、中東、北アフリカ等の外国人戦闘員が含まれるとされており、こうした懸念を裏打ちしている。

(2) アル・カーイダ及び関連組織

指導者のアイマン・アル・ザワヒリは、一貫して反米テロ等と呼び掛けているほか、アル・カーイダ（以下「AQ」という。）創設時の指導者オサマ・ビンラディンの息子とされるハムザ・ビンラディンが、インターネットを通じて、世界中のイスラム教徒に向けてテロの実行を呼び掛けている。

また、中東、アフリカ及び南アジアにおいて活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織は、依然として自らがイスラム過激派を主導する勢力であることを示しており、大きな脅威といえる。

(3) 我が国に対する国際テロの脅威

2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、2015年1月及び2月のシリアにおける邦人殺害テロ事件、3月のチュニジアにおけるテロ事件、2016年7月のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実に発生していることから、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

実際にシリアにおける邦人殺害テロ事件では、I S I Lによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。その後も、I S I Lはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。

AQについても、2012年5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。

また、欧米では、非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、I S I LやAQ等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自国内においてテロを引き起こす、いわゆるホームグロウン・テロリストによる事件が数多く発生している。我が国においても、I S I Lに戦闘員として加わるためにシリアへの渡航を企てた疑いのある者について、警視庁が私戦予備陰謀被疑事件として捜査を行っているほか、I S I L関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I Lへの支持を表明する者が国内に存在しており、I S I LやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性も否定できない。過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でI C P Oを通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

さらに、2017年5月、親I S I L勢力がフィリピン・マラウィの一部を占拠したことは、東南アジアのイスラム過激派を刺激しているとみられ、今後、地理的に近い我が国を含む諸外国の権益がテロに巻き込まれるなど、

東南アジアのイスラム過激派によるテロの脅威が高まる可能性がある。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっているといえる。

2 日本赤軍及び「よど号」グループ

(1) 日本赤軍

平成12年11月に大阪で逮捕された日本赤軍最高幹部の重信房子については、第一審で懲役20年の判決が言い渡され、22年8月に判決が確定した。現在は、重信を含む日本赤軍メンバー4人が服役しているほか、城崎勉が未決勾留中である。

重信は、13年4月、獄中から日本赤軍の「解散」を宣言し、日本赤軍も5月、組織としてこれを追認したが、この「解散」宣言は、テロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、多くの死傷者を出したテルアビブ・ロッド空港事件を記念する「5.30集会」が現在も開催されており、組織は依然として存続していると考えられる。レバノンに亡命中の岡本公三を含む7人の構成員が依然として逃亡中であり、また、現在に至るまで、テルアビブ・ロッド空港事件を始め過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していることから、その危険性がなくなったとみることはできない。

警察は、今後とも、逃亡メンバーの早期発見・逮捕に向け、関係機関と連携し情報収集を強化していくこととしている。

(2) 「よど号」グループ

「よど号」犯人9人については、2人が既に逮捕された（平成19年1月及び23年6月にそれぞれ病死）ほか、リーダーの田宮高磨ほか1人が北朝鮮で死亡しており、現在、北朝鮮に残留しているのは、小西隆裕ら5人とみられている（うち岡本武については死亡説もあるが、真偽は確認できていない。）。「よど号」犯人の妻らについては、日本潜伏中に逮捕された元妻のほか、これまでに帰国した4人が旅券法違反で逮捕され、現在、3人が北朝鮮に残留しているとみられている（うち1人については死亡説もある

が、真偽は確認できていない。)。また、「よど号」グループ合流者2人についても既に帰国し、旅券法違反で逮捕されている。さらに、これまで「よど号」グループが日本人拉致に深く関与していたことが明らかとなっており、警察は、「よど号」犯人である魚本（旧姓：安部）公博を有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、「よど号」犯人の妻である森順子及び若林（旧姓：黒田）佐喜子を石岡亨さん及び松木薫さん両人に対する結婚目的誘拐容疑で、それぞれ逮捕状を取得し、国際手配を行っている。

24年11月の日朝政府間協議では、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたほか、26年11月には北朝鮮の特別調査委員会（28年2月に北朝鮮が解体を表明）が「よど号」グループから事情聴取しているが、「よど号」グループの引渡しに向けた具体的な動きはみられていない。

「よど号」グループは、マスコミ報道等を通じて、ハイジャック事件の非は認めているが、拉致容疑事案への関与は否定しており、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

3 国際テロ対策

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。

一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び発生時の対処の両面からテロ対策を推進している。

警察庁は、平成27年6月、東京大会の開催までのおおむね5年程度をめどとして推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、入国管理局・税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきたところ、2015年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、ソフトターゲット対策等、各種テロ対策を強化・加速化してきた。

こうした中、2017年に入ってから、5月の英国・マンチェスターにおける自爆テロ事件、8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件を始め、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定対数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

このほか、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。また、情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等を任務とする国際テロリズム緊急展開班（以下「TRT-2」という。（注））を派遣することとしている。シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおけるテロ事件、バングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件の発生に際しても、TRT-2として、外事特殊事案対策官等を現地等に派遣し、関係国の治安情報機関との情報交換等を行った。

（注） TRT-2

Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseasの略
捜査、人質交渉、鑑識等の専門家で構成

(2) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の出入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置し、関係機関が行う水際対策の調整を図っている。

国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官は都道府県警察の警察官）が置かれ、関係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等に成果を上げている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（A P I S（注1））、B I C S、乗客予約記録（P N R（注2））が運用されているところ、警察では、これらの運用に資する情報を提供するなど、関係省庁と連携して水際対策の強化を図っている。

（注1） A P I S : Advance Passenger Information Systemの略

航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係機関が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

（注2） P N R : Passenger Name Recordの略

航空券を利用して入国する旅客の予約情報

(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター等の店舗における購入のほか、インターネットを利用した購入が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生している。

このため、警察では、平成21年11月、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管・管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった

場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。また、近年、爆発物の製造等を目的とした学校からの化学物質窃取事案が発生していることを受け、27年3月、文部科学省に対し、学校等における化学物質の管理強化等に関する指導を要請した。

他方、諸外国では、産業用爆薬を使用したテロ事件が発生していることなどを踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

警察においては、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆弾テロの未然防止を図っている。

(4) 防衛省・自衛隊との連携

警察庁と防衛省・自衛隊においては、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結した。これに基づき、全ての都道府県警察が、陸上自衛隊の師団等との間で、14年から17年までの間に共同図上訓練を、また、その成果を踏まえ、17年から21年までの間に共同実動訓練を、それぞれ実施した。現在は、陸上自衛隊の連隊等との間で、より実戦的な共同実動訓練を実施している。また、政府は、23年11月、原発等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、防衛省等の関係省庁は、実戦的な共同訓練の実施等において引き続き連携を強化することが示された。これを受け、24年6月に伊方発電所の敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、各発電所においても同様の訓練を実施している。

(5) 重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。

特に、全国の原子力関連施設では、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・防弾仕様の車両等を装備した原発特別警備隊が、24時間体制で警戒に当たっており、東日本大震災を受けて警戒警備に従事する地方警察官216

人を平成24年度に増員するとともに、警戒要領を見直し、爆発物使用事案及びNBCテロ事案の対処に係る装備資機材等を整備・拡充して、原子力関連施設の警戒警備を一層強化している。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、18年8月から経済産業省、文部科学省等（24年9月以降は、原子力規制委員会等）と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(6) NBCテロ対策

NBCテロが発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）に、高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊を設置している（総勢約200人体制）ほか、その他の府県警察には、必要な装備資機材を配備したNBCテロ対策班を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。また、原子力関連施設に対する立入検査等のほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、警察庁職員による特定病原体等所持者等の事務所や事業所に対する立入検査等を実施し、事業者による防護体制や防犯体制の強化を要請している。

(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（SAT：Special Assault Team）を8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人体制）。また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(8) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するス

カイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

(9) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる内閣官房、各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

(10) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国の連携・協力が必要不可欠である。平成29年5月のG7タオルミーナ・サミットでは、「テロ及び暴力的過激主義との闘いに関するG7タオルミーナ声明」が採択され、10月にはG7内務大臣会合が開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ/リヨン・グループ会合を始めとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加した。また、警察庁では、テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、例年、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っており、29年は、中東等の各地域から治安情報機関幹部等を招聘して二国間テロ対策協議を開催するとともに、5月には、アフリカ諸国から治安情報機関幹部を招聘

して地域テロ対策協議を実施した。さらに、例年、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催による「国際テロ対策セミナー」を開催しており、29年においても10月から11月にかけて、アジア、中東、アフリカ等から治安情報機関担当者を招聘し、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行った。

テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国連安保理決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を施行させた。我が国では、同特別措置法及び外為法に基づき、398個人103団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき国際テロリストとして公告している。

第4 サイバー空間における警備情勢

1 サイバー攻撃に関する情勢

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）といったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、その脅威は、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっている。サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向がある、③国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国において、この脅威に対する対処能力の強化が求められている。

(1) サイバーテロ

情報通信技術が浸透した現代社会において、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃はインフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。我が国では、これまでサイバーテロは発生していないが、海外では、不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。

サイバーテロに用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令するものなどがある。

(2) サイバーインテリジェンス

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。

サイバーインテリジェンスに用いられる手口としては、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付して、業務に関連した正当

なものであるかのように装った電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図る標的型メール攻撃が代表的である。また、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえると、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリジェンスが行われるおそれがある。さらに、対象組織の職員が頻繁に閲覧するウェブサイトを改ざんし、当該サイトを閲覧したコンピュータに不正プログラムを自動的に感染させる手口による水飲み場型攻撃も発生するなど、その手口はますます巧妙化、多様化している。

(3) 国内情勢

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が頻発しており、我が国にとって大きな脅威となっている。

平成27年6月、日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報流出したことが公表されたほか、我が国の複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生していたことが明らかとなった。また、28年10月には、富山大学水素同位体科学研究センターに対するサイバー攻撃により、同センターのパソコンが不正プログラムに感染し、外部のサーバとの不審な通信が発生していたことが公表された。

サイバーインテリジェンスにより機密情報が窃取されると、我が国の治安、外交や安全保障に重大な影響が生じるおそれがある上、重要インフラの基幹システムの設計やぜい弱性に関する情報が窃取された場合、それらが悪用され、サイバー攻撃が実行されるおそれもある。

このほかにも、27年9月以降、国内のウェブサイトが閲覧不能に陥る事案が連続的に発生している。これらの事案に関して、国際ハッカー集団「アノニマス」を名乗る者が、犯行声明とともにイルカ漁や捕鯨に対する抗議をインターネット上に投稿しており、警察ではこれらの関連性を含めて捜査を進めている。

これらのような、我が国の民間事業者や政府機関に対するサイバー攻撃については、手口の更なる巧妙化、多様化が懸念される。

(4) 国際情勢

ア 発生状況

2017年5月、日本を含む世界約150か国において、政府機関、病院、銀行、大手企業等のコンピュータが「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアに感染する事案が発生した。これにより、英国の病院で患者のファイルが確認できなくなる、救急車の搬送先が変更になる、手術が中止になるなどの影響が生じた。また、6月には、ウクライナを始めとする世界各国において、政府機関、原子力発電所、銀行、空港等のコンピュータが「NotPetya」等と呼ばれるランサムウェアに感染し、業務が停止するなどの影響が生じた。

このほか、フランス大統領選挙中、マクロン候補（当時）の陣営が、大規模なサイバー攻撃により大量の電子メール、会計資料等がインターネット上に流出したと発表するなど、昨年米国大統領選挙に引き続き、国政選挙に関連するサイバー攻撃の発生がみられた。

今後も、世界規模でのサイバー攻撃の発生等が懸念される。

イ 各国における情勢

(7) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成を支援するため、様々な形でサイバー攻撃を敢行しているとみられている。

特に最近では、北朝鮮は外貨獲得目的としてサイバー攻撃を頻繁に敢行しているとみられており、2017年5月、米国上院の国土安全保障・政府問題委員会において、米国セキュリティ会社の幹部が、2016年2月に発生したバングラデシュ中央銀行における不正送金事案について北朝鮮の関与を証言した。仮想通貨に関連した資金調達においても、ビットコイン取引所へのサイバー攻撃やビットコイン採掘（マイニング）が指摘されており、韓国警察庁は、北朝鮮が2017年7月から8月にかけてサイバー攻撃により仮想通貨取引所からビットコインの窃取を企図したと公表した。また、12月、米国は5月に発生した「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアの感染事案について、北朝鮮によるものであるとして、北朝鮮を非難する旨を発表した。我が国としては、同事案の背後に北朝鮮

の関与があったと断定し、米国の発表を支持した。

(イ) 中国

中国には、サイバー攻撃を敢行する様々な攻撃主体が存在し、その一部には人民解放軍等の関与が指摘されている。これらの攻撃主体は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を敢行してきたとみられている。

2017年4月、中国の人民解放軍や情報機関と関係があるとされる複数のハッカー集団が米軍の最新鋭迎撃システム「ターミナル段階高高度地域防衛システム（THAAD）」の韓国配備に関わった韓国の政府機関、軍事関連企業等にサイバー攻撃を仕掛けてっていると報道された。

(ウ) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するためにサイバー攻撃を敢行しており、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためにサイバー攻撃を敢行してきたとみられている。

2017年1月、米国家情報長官室（ODNI）は、中央情報局（CIA）、連邦捜査局（FBI）及び国家安全保障局（NSA）の分析結果をまとめた最近の米国大統領選挙におけるロシアの活動と狙いの評価についての報告書を公表し、プーチン大統領が米国大統領選挙に影響を与える狙いで工作を命じたと分析した。また、7月、ウクライナ保安庁は、6月に発生した大規模ランサムウェア感染事案にロシアの特殊機関が関与していたと発表した。

2 サイバー攻撃対策

(1) 体制

警察庁では、サイバー攻撃対策官が、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たるとともに、これを長とするサイバー攻撃分析センターにおいて、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析を実施している。また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する13都道府県警察（注）には、サイバー

攻撃特別捜査隊を設置している。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を生かし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、全国のサイバー攻撃事案に対する捜査能力の向上を図っている。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしている。

また、警察では、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁及び地方機関にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術支援を実施している。警察庁のサイバーフォースセンターは、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時においては技術的な被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等を行う拠点として機能するほか、24時間体制によるサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っている。

(注) 13都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、攻撃者の特定のためだけでなく、サイバー攻撃の手口等を明らかにして社会に警鐘を鳴らすためにも、サイバー攻撃の実態解明を進めている。

平成26年9月に発生した我が国の政府機関に対する不正アクセス事件の捜査において、本件犯行に使用されたレンタルサーバの契約に際し、当時日本に留学生として在留していた中国籍の男性が、虚偽の情報（氏名、生年月日、住所等）により会員登録を行っていた事実が判明したことから、27年11月、同人を私電磁的記録不正作出・同供用罪により検挙した。同人は、これまで1,000台以上のレンタルサーバを契約した上、主に海外に居住する利用者に転売して利益を上げていたとみられ、転売されたレンタルサーバのうち数台は、他のサイバー攻撃において踏み台として悪用されたとみられている。

これらの実態解明の過程では、国際捜査共助や外国治安情報機関との情報

交換等が必要となるため、国際連携の強化を図っている。

(3) 官民連携の推進

サイバー攻撃による被害を未然に防止するため、警察では、サイバーテロの標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置している。この協議会の枠組み等を通じ、個別訪問によるサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナーを実施し、サイバー攻撃のデモンストレーションや事案対処シミュレーション等を行うことにより、緊急対処能力の向上に努めている。また、警察では平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請するとともに、我が国の事業者等に対するサイバー攻撃の呼び掛け等を警察が認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

このほか、サイバーインテリジェンスの標的となるおそれの高い先端技術を有する全国7,613の事業者等（平成29年7月現在）との間で、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築し、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。また、不正プログラムを利用したサイバー犯罪やサイバー攻撃による被害を防止するため、警察とウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、「不正プログラム対策協議会」を設置するとともに、セキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者等と構成する「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」を設置し、情報窃取を企図したとみられる不正な通信の防止に資する情報を民間事業者等と共有することで、我が国の事業者等からの情報窃取に悪用されているとみられる不正なコンピュータへの通信の防止を図っている。

第4章 警備実施

第1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた警備対策

2017年7月、ドイツで開催されたG20ハンブルク・サミットは、2019年の開催地を日本とすることを盛り込んだ首脳宣言を採択し閉幕した。日本での開催は初めてで、首脳会談の他に関係閣僚会議も各地方で開催される予定である。同年には、横浜で開催される第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019も予定されている。

既に東京大会の開催まで3年を切っており、警察としても、同大会はもとより、前年に開催が予定されるG20サミット等の各種国際イベントも見据えつつ、我が国を標的とするテロ、サイバー攻撃等への対策等を総力を挙げて着実に推進していかなくてはならない。

1 政府における枠組み

政府においては、平成27年11月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定するなど、セキュリティ対策を含め、政府として講ずるべき施策に取り組んでいる。その一例として、テロ対策を始めとするセキュリティ対策を政府一丸となって推進するため、26年10月に内閣危機管理監を座長とし、警察庁次長等を座長代理とするセキュリティ幹事会を設置するとともに、28年12月には、テロ対策及び災害対策を含めた警備対策とサイバーセキュリティのワーキングチームを設け、具体的な各種対策に取り組んでいる。同幹事会においては、29年3月に大会のセキュリティ確保に必要となる基本的な考え方、総合的な態勢、主な対策、配意事項等を基本戦略として取りまとめ、さらに7月、警察庁に「セキュリティ情報センター」を設置した。

このほか、29年6月には、28年6月に改正された平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づき、政府の取組状況について国会に報告し、これを公表した。

2 警察の取組

警察庁では、平成26年1月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室を設置し、同大会に向けた諸対策を進めてきたが、29年7月、同準備室を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室へと格上げし、体制を強化した。27年4月には、同大会に向けて英国内務省とのセキュリティに関する協力関係を強化するため、警察庁と英国内務省との間で意図表明文書が締結された。このほか英国との関係においては、29年中、英国治安情報機関関係者の招聘（1月）、ロンドンにおいて開催された第16回世界陸上競技選手権大会の視察（8月）といった職員の受入れ、派遣等の取組を行った。また、東京大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」を警察庁次長が担うほか、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」において、同大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行っている。

このほか、警視庁では、26年1月、警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部（以下「対策本部」という。）を発足させるとともに、8月、同大会を見据え、犯罪を更に減少させ、首都東京の治安に対する信頼感を醸成するため、犯罪対策の中・長期的な展望を示すものとして、「「世界一安全な都市、東京」実現のための警視庁ビジョン」を策定した。27年11月には、対策本部と同大会に協賛する企業が協力して情報交換や広報活動を行うことにより、同大会の「安全・安心」の実現に寄与することを目的とする「MPD-TOKYO2020 Sponsor Partnership (P3 TOKYO2020)」が設立された。警視庁は、同大会におけるテロ対策やサイバー攻撃対策等の課題について、大会の成功に向けてP3 TOKYO2020に参加する公式パートナー企業と協力して取り組むこととしている。また、29年7月から、大会関連施設が多数存在する湾岸エリアに機動隊員を派遣し、パトカーでの駐留警戒等を開始するなど、大会関連施設の安全確保のための事前対策を推進している。

第2 警衛・警護

1 警衛

平成29年中、天皇皇后両陛下は、第68回全国植樹祭御臨場（5月：富山県）、

第72回国民体育大会御臨場（9月～10月：愛媛県）、平成29年7月九州北部豪雨被災地御見舞・第37回全国豊かな海づくり大会御臨席（10月：福岡県・大分県）、地方事情御視察（11月：鹿児島県）等のため行幸啓になった。

皇太子同妃両殿下は、第53回献血運動推進全国大会御臨席（7月：秋田県）、第32回国民文化祭・なら2017御臨場（9月：奈良県）、第20回全国農業担い手サミットinこうち御臨席（10月：高知県）等のため行啓になった。

海外へは、天皇皇后両陛下が、国際親善のためベトナムを御訪問（2月～3月）になり、その帰途、タイに前国王陛下の御弔問のためお立ち寄りになるなど、皇族方が合計12回御訪問になった。

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

2 警護

(1) 外国要人

平成29年中は、国賓としてスペイン国王王妃両陛下（4月）、ルクセンブルク大公殿下（11月）、公賓として英国首相（8月）、公式実務訪問賓客としてサウジアラビア国王（3月）、アルゼンチン大統領夫妻（5月）、ベトナム首相夫妻（6月）、デンマーク皇太子同妃両殿下（10月）、米国大統領夫妻（11月）、マダガスカル大統領夫妻（12月）がそれぞれ来日した。

関係都道府県警察では、所要の警護警備を実施し、外国要人の安全を確保した。

(2) 国内要人

安倍首相は、1月に首脳会談等のため東南アジア（フィリピン、インドネシア、ベトナム）及びオーストラリアを、2月に首脳会談等のため米国を、3月に首脳会談等のため欧州（ドイツ、フランス、ベルギー、イタリア）を、4月に首脳会談等のためロシア及び英国を、5月にG7タオルミーナ・サミット出席等のためイタリア、首脳会談等のためマルタを、7月にG20ハンブルク・サミット出席等のためドイツ、首脳会談等のため欧州（ベルギー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク）を、9月に東方

経済フォーラム出席等のためロシア、首脳会談等のためインド、国連総会出席等のため米国を、11月にA P E C首脳会議出席等のためベトナム、A S E A N関連首脳会議出席等のためフィリピンをそれぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身の安全を確保した。

第3 自然災害等への対応

1 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え

東日本大震災後に全国警察で推進された危機管理体制の再点検・再構築により、各都道府県警察では、警察災害派遣隊の中核となる広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の対処能力向上を図るため、それぞれの地域における地理的特性等を踏まえつつ、非常参集、救出救助や避難誘導等に係る各種災害警備訓練を実施している。

警察庁では、大規模地震や大雨・台風に伴って発生する土砂災害等、我が国における災害特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備したほか、平成28年度から、大規模災害の対処能力強化に向けた取組として、効果的な部隊投入の決定等に資するために現地指揮所へと派遣する指揮支援班の運用を開始するとともに、29年4月には極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場での活動を主任務とする広域緊急援助隊特別救助班を4府県警察に新設した。また、自衛隊、消防等関係機関との意見交換や合同訓練等を通じて、災害対応に資する連携強化を図っている。

2 地震による被害

平成29年中は、震度5強以上の地震が4回発生し、これらの地震による人的被害は負傷者5人であった。

警察庁及び関係県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、関連情報の収集等を実施した。

3 大雨による被害

平成29年中の大雨による人的被害は、死者41人、行方不明者2人、負傷者52人であった。とりわけ甚大な被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨（以下「九州北部豪雨」という。）の概要及び警察措置については次のとおりである。

(1) 平成29年7月九州北部豪雨の概要

7月5日から6日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続的に降らせたことから、九州北部地方において従来の観測記録を更新する大雨となった。7月5日から6日までの総降水量が多いところでは500ミリを超えて7月の月降水量平年値を上回り、福岡県朝倉市や大分県日田市等で24時間降水量の値が観測史上1位を記録した。この九州北部豪雨で死者39人、行方不明者2人、負傷者22人の被害が発生した。

(2) 警察措置

被害が集中した福岡県及び大分県では、県警察本部長以下の災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら、避難所における防犯指導・相談対応等の活動を実施した。また、警察庁、九州管区警察局及び関係県警察においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

4 台風による被害

平成29年中は、27個の台風が発生し、うち4個が日本に上陸し、8個が接近した。これらの台風による人的被害は、死者15人、負傷者348人であった。主な台風の概要及び警察措置については、次のとおりである。

(1) 概要

ア 台風第3号

台風第3号は、平成29年7月2日に沖縄の南で発生し、石垣島付近を北上した後、進路を北東に変え、4日午前8時頃に長崎県長崎市付近に上陸

した。その後、東に進み、愛媛県、和歌山県に再上陸した後、東海道沖を東に進み、5日午前9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

6月30日からの梅雨前線に伴う大雨と台風第3号の影響によって、前記九州北部豪雨の被害が発生した。

イ 台風第5号

台風第5号は、平成29年7月21日に南鳥島近海で発生し、28日から30日にかけて小笠原諸島に接近して発達しながら南寄りに進み、8月1日には進路を北西に変え、4日から6日にかけて奄美地方や九州南部に接近した。

7日には四国地方の太平洋沿岸を北東に進み、午後3時半頃、和歌山県北部に上陸した。その後、近畿地方や北陸地方を北東に進み、9日午前3時に日本海で温帯低気圧に変わった。この台風第5号で死者2人、負傷者49人の被害が発生した。

ウ 台風第18号

台風第18号は、平成29年9月9日にマリアナ諸島で発生し、日本の南を北西に進み13日には非常に強い勢力で宮古島付近を北上した。15日に東シナ海で進路を北東に変え、17日午前11時半頃に鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま北上し、高知県、兵庫県に再上陸した後、日本海を北東に進み、18日に北海道に再上陸し、同日午後9時にサハリンで温帯低気圧に変わった。この台風第18号で死者5人、負傷者51人の被害が発生した。

エ 台風第21号

台風第21号は、平成29年10月16日にカロリン諸島で発生し、日本の南を北上した後、23日午前3時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、同日午後3時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。この台風第21号で死者8人、負傷者215人の被害が発生した。

(2) 警察措置

警察庁及び関係都道府県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら等の活動を実施した。また、

警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

5 各種感染症への対策

(1) 新型インフルエンザ等への対応

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月に施行されたことを踏まえ、同年10月には、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で、治安維持機能を継続できるよう必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。さらに、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、25年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、各都道府県警察においても、関係機関、団体等と連携した訓練を実施している。

(2) その他国際的に脅威となる感染症への対応

平成26年3月以降、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が、国際社会にとって大きな脅威となっていることを受け、27年9月、関係行政機関の緊密な連携の下に、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、同閣僚会議の下に「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（構成員：警備局長）」、「国内検査・研究体制推進サブチーム（構成員：警備課特殊警備対策官）」等が設置された。

警察では、同閣僚会議において決定された、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（27年9月）」及び「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（28年2月）」を踏まえ、関係機関が一体と

なっていく感染防止対策へ積極的に参画するとともに、情勢の変化に対応した体制の見直し、感染症対策に関する研修・教養、感染防護資機材の着脱訓練を始めとする各種訓練、必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行い、対処能力の向上を図ることとしている。